

大阪府地域医療介護総合確保計画

平成26年11月
大 阪 府

- * 新たな財政支援制度(基金事業)は、まずは医療を対象として平成26年度より実施するものとし、介護については介護保険事業支援計画等との整合性を図り平成27年度以降に検討する。
- * 本計画に記載された事業については、大阪府議会の審議などによって、変更することがある。

目次

1. 計画の基本的事項	3
(1) 計画の基本的な考え方	3
1 大阪府の特徴	3
2 大阪府の現状と課題	3
3 これまでの取組み等	5
4 本計画の方向性	6
(2) 大阪府医療介護総合確保区域の設定	7
1 医療介護総合確保区域	7
2 医療介護総合確保区域別人口の推移	8
3 医療介護総合確保区域別高齢化率	9
(3) 計画期間及び医療及び介護の総合的な確保に関する目標の設定	10
1 計画期間	10
2 大阪府全域における目標の設定	10
3 大阪府保健医療計画におけるPDCAサイクル	11
4 医療介護総合確保区域毎の目標の設定及び現状について	13
豊能医療介護総合確保区域	14
三島医療介護総合確保区域	15
北河内医療介護総合確保区域	16
中河内医療介護総合確保区域	17
南河内医療介護総合確保区域	18
堺市医療介護総合確保区域	19
泉州医療介護総合確保区域	20
大阪市医療介護総合確保区域	21
2. 事業の評価方法	22
(1) 意見を聴取した主な関係者	22
(2) 関係者からの意見聴取の方法	22
(3) 事業評価の方法	26
3. 計画に基づき実施する事業	別紙

1. 計画の基本的事項

(1) 計画の基本的な考え方

1 大阪府の特徴

- 大阪府は43市町村で構成され、面積1901.42km²・人口約886万人、人口密度は4,660人/km²であり、全国で2番目に狭く人口は3番目に多い(平成25年10月1日現在)。府内は政令指定2都市を含む人口10万人以上の都市が21市と多く、広域的な都市交通網や生活基盤となるインフラも高度に発達しており大都市ならではの特性を有している。

- 大阪府内には、高度専門的な特定領域の医療サービスの提供を担う特定機能病院が7病院あり、また、総合病院や専門病院も数多く集積している。

医療機関数は、これら高度専門医療機関等を含め、病院534、診療所8,445で、病床数は107,954床、一般病床65,472床を有しており(平成26年3月31日現在)、中核病院が複数存在し、医療機関数も多数に上ることから、他府県でよくみられる中核病院への一極集中的な医療連携体制にはなっていない。

また、病院のうち民間病院は483ヶ所と約91%を占め(平成26年6月30日現在)、救急搬送の約77%が民間病院で担われるなど(消防庁:平成25年度版 救急救助の現況)民間病院が地域医療・政策医療の推進に大きな役割を果たしていることも特筆すべき特徴である。

大阪府医療機関数

平成26年3月31日現在 大阪府健康医療部

病院数	総病床数	内訳				
		一般	療養	精神	結核	感染
534	107,954	65,472	22,539	19,234	631	78

一般診療所数	うち有床診療所		歯科診療所数
	診療所数	病床数	
8,445	288	2,723	5,554

2 大阪府の現状と課題

大阪府では、2010年における65歳以上の高齢者約196万人が、2025年には約246万人に増加(約50万人増加)し、75歳以上の高齢者人口も約83万人が2025年には約153万人に増加(約70万人増加)することが推計されている。

大阪府の高齢者人口推計

	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
65歳以上人口(人)	1,962,748	2,345,351	2,466,902	2,457,235	2,476,091
75歳以上人口(人)	833,107	1,070,197	1,303,902	1,527,801	1,549,127

出典: 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所平成25年3月集計

今後、高度経済成長期に大量に転入した世代や第一次ベビーブーム世代の高齢化等から、全国平均を上回る速さで高齢者率が増加し医療ニーズが急激に増加することが見込まれる。

こうした大阪府の都市型高齢化に対応するために、適切な医療を将来にわたって持続的に提供できる体制を早急に整備していく必要がある。

(1) 病床機能分化・連携強化に向けた施設又は設備整備の必要性

- ・ 今後見込まれる高齢者の増加に対応するため、限りある医療資源の中で適切な医療を持続的に提供するためには、2次医療圏域毎の医療提供の実情を正しく把握し、病床機能分化・連携を図り、医療提供体制の効率化及び質の向上を図る必要がある。大阪府内の急性期病床数は一定の規模を満たしているが、回復期や慢性期の機能を持つ病床は不十分な状態となっており、病床の転換などによるバランスのとれた病床機能分化を促進することが、現状において喫緊の課題である。
- ・ また、大阪府の特徴として、個々の医療機関においては医療の高度化、専門化が進められており、これは大阪府の強みである。今後増加する医療ニーズに対応するため、高度・専門化病院のさらなる特化を推進することで医療機関間の役割分担を図り、効率的な医療提供体制を構築することは医療機能の分化にも資するものである。
- ・ 一方で、大阪府は医療資源が豊富であるものの、急性期型の病院に患者が集中する傾向があり、地域の医療機関と連携体制を構築することが難しく、連携が不十分である。こうした課題に対し、情報通信技術（ICT）の活用や病診・歯・薬連携、訪問看護などの連携体制構築に向けた取組みを進めていく必要がある。

(2) 居宅等における医療提供体制整備の必要性

- ・ 大阪府は、大都市であるがゆえに、大阪府の人口のボリュームゾーンである高度成長期に転入した現役世代の高齢化により、高齢者人口の急増が予測されている。また、国民の約7割が終末期に自宅での療養を望んでいるとの調査結果（※平成26年3月厚生労働省終末期医療に関する意識調査等検討会「人生の最終段階における医療に関する意識調査報告書」）があることを踏まえれば、府民一人ひとりが安心して住み慣れた地域で生活を継続し、人生の最期を迎えられるよう、府内各地域の実情に応じた在宅医療・介護サービスの提供体制を整備することが急務である。
- ・ 在宅医療の推進にあたっては、介護分野と医療分野の連携が重要である。大阪府では、国の「多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業」により、地域で在宅医療を推進するためのリーダー養成に取り組むとともに、大阪府地域医療再生計画に基づき、各地域の課題、実情を踏まえた在宅医療の連携拠点の整備に向けたモデル事業を実施してきた。
しかしながら、地域における在宅医療連携への取組みは緒についたばかりであることから、今後、在宅医療を推進する人材の育成を行うなどさらに積極的に取り組むことが必要である。
- ・ また、急性期から在宅までの一連の医療サービスを途切れなく安定的に提供するため

に、在宅での容態急変時の速やかな対応や看取りを含めた地域医療提供体制を整備していくことが課題であり、こうした体制整備は地域包括ケアシステムの構築にとっても必要不可欠である。

- ・ さらに、これらの体制整備を行うためには、在宅医療を支える人材の育成が重要であるため、在宅チーム医療の土台となる、在宅医療に携わる医療従事者等を確保・育成していく必要がある。
- ・ 在宅医療を支える人材の確保育成にあたっては、在宅医療に意欲・関心はあるがこれまで参入できなかった者や潜在化している人的資源の活用も重要な視点である。

(3) 医療提供体制の充実に向けた医療人材確保の必要性

- ・ 医療サービスは対人サービスであり、先に述べたような、適切かつ持続的な医療提供体制を構築するためには、質の高い人材を継続的に確保していくことが必要である。
- ・ この点、大阪府の人口当たりの医師数は全国平均を上回っており、一定の確保がされている状況であるが、地域別、診療科別で見ると医師の偏在が見られ、救急・地域医療の提供に影響を与えている。
また、人口当たりの看護師数は全国平均を下回っており、離職率は全国ワースト 3 の 13.9% (※2013 年 病院における看護職員受給状況調査) と多く、潜在看護師の掘り起こしや定着が課題である。
- ・ 大阪府内の医療圏間では人口分布に大きな差がないことから、医療提供体制は、2 次医療圏内でおおむね完結しているが府の特徴として圏域ごとに比較すると提供体制に差があるため圏域を越えた人的な連携を図っていくことも必要である。
- ・ 医療人材の安定的な確保や資質の向上のためには、専門領域ごとに経験年数やスキルなどに応じた研修の実施や、医療従事者の労務面等での勤務改善や環境整備が必要であり、この点において、大阪府では、看護師の離職防止及び医師・看護師等の確保に向けた具体的取組みについて苦慮している医療機関が多く、現在設置に向けた検討を行っている医療勤務環境改善支援センター(仮称)等による取組みに対し期待が高まっている。

3 これまでの取組み等

大阪府では平成 22 年 1 月に、2 次医療圏を対象とする地域医療再生計画(大阪府地域医療再生計画「泉州医療圏」「堺市・南河内医療圏」)を策定し、府内でも相対的に医療機能が脆弱な当該医療圏の医療機能の向上等に取り組んでいる。

また、平成 23 年 11 月には、府域全域を対象とする大阪府地域医療再生計画「三次医療圏」を策定し、医療提供体制の課題のうち、とりわけ優先度の高い 7 項目(救急医療・周産期医療・がん対策・感染症対策・歯科医療対策・薬務対策・医師確保)について、大都市圏ならではの豊富な医療資源を活用した連携体制の強化による、課題解決に向けた取組みを進めてきた。

これら地域医療再生計画での取組みも踏まえ、平成 25 年 4 月に医療法に基づく「大阪府保健医療計画」を策定し、5 疾病 4 事業および在宅医療に関する医療連携体制の構築を柱とした、効果的な医療提供体制の確保に向け取り組んでおり、今後本計画により更なる医療提供

体制充実を目指している。

平成 25 年 8 月には、「災害医療」、「在宅医療」及び「医師確保」の 3 分野における医療提供体制に取組み、これまでの地域医療再生計画の内容を拡充・補完し、府内医療提供体制の更なる充実強化を目指す取組みを進めている。

4 本計画の方向性

本計画では、これらの課題・必要性に向けた対策として、①病床機能分化・連携強化に向けた施設又は設備整備の積極的促進、②居宅等における医療提供体制の整備、③医療従事者の確保の 3 つの方向性に基づき的確な対策を実施することで、府民一人ひとりに良質な医療サービスを提供し、府民のニーズを満たすために必要な医療の総合的なサービス体制を持続的に提供できる体制を構築することを基本的な考え方とする。

なお、本計画は、基本理念を大阪府保健医療計画と同じくするものであり、また、今後、大阪府介護保険事業支援計画とも整合性を図ることとしている。

今後、地域における医療介護連携体制の整備は、市町村が中心となることから、市町村における取組みへのサポートが重要である。

また、医療関係団体や医療従事者をはじめ医療保険者などから広く意見を聞きながらさらに体制充実の検討を進めていく。

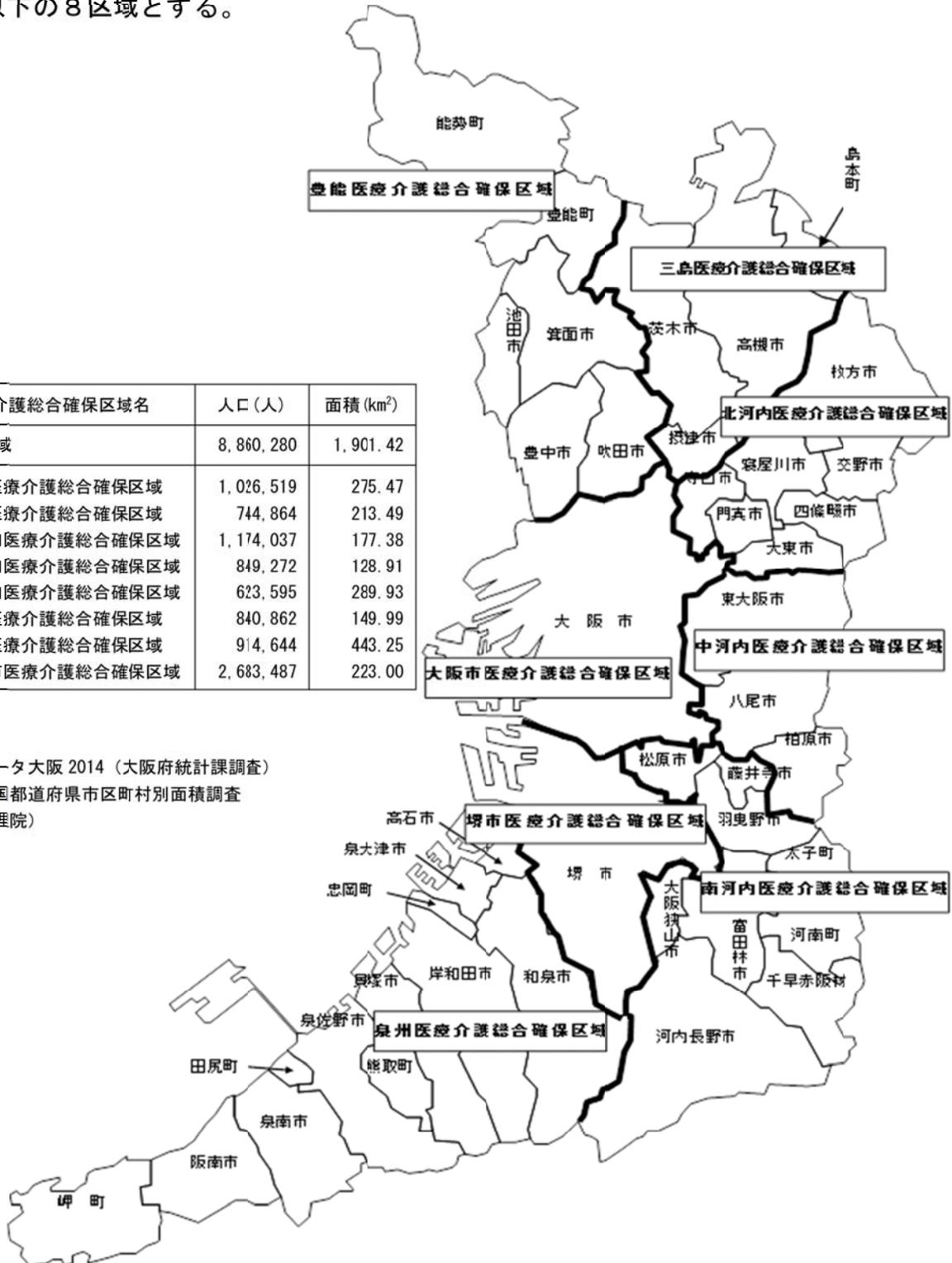
(2) 大阪府医療介護総合確保区域の設定

1 医療介護総合確保区域

大阪府における医療介護総合確保区域については、2次医療圏及び老人福祉圏域と同一とし以下の8区域とする。

医療介護総合確保区域名	人口(人)	面積(km ²)
大阪府全域	8,860,280	1,901.42
豊能医療介護総合確保区域	1,026,519	275.47
三島医療介護総合確保区域	744,864	213.49
北河内医療介護総合確保区域	1,174,037	177.38
中河内医療介護総合確保区域	849,272	128.91
南河内医療介護総合確保区域	623,595	289.93
堺市医療介護総合確保区域	840,862	149.99
泉州医療介護総合確保区域	914,644	443.25
大阪市医療介護総合確保区域	2,683,487	223.00

※人口はデータ大阪 2014（大阪府統計課調査）
面積は全国都道府県市区町村別面積調査（国土地理院）



2 医療介護総合確保区域別人口の推移

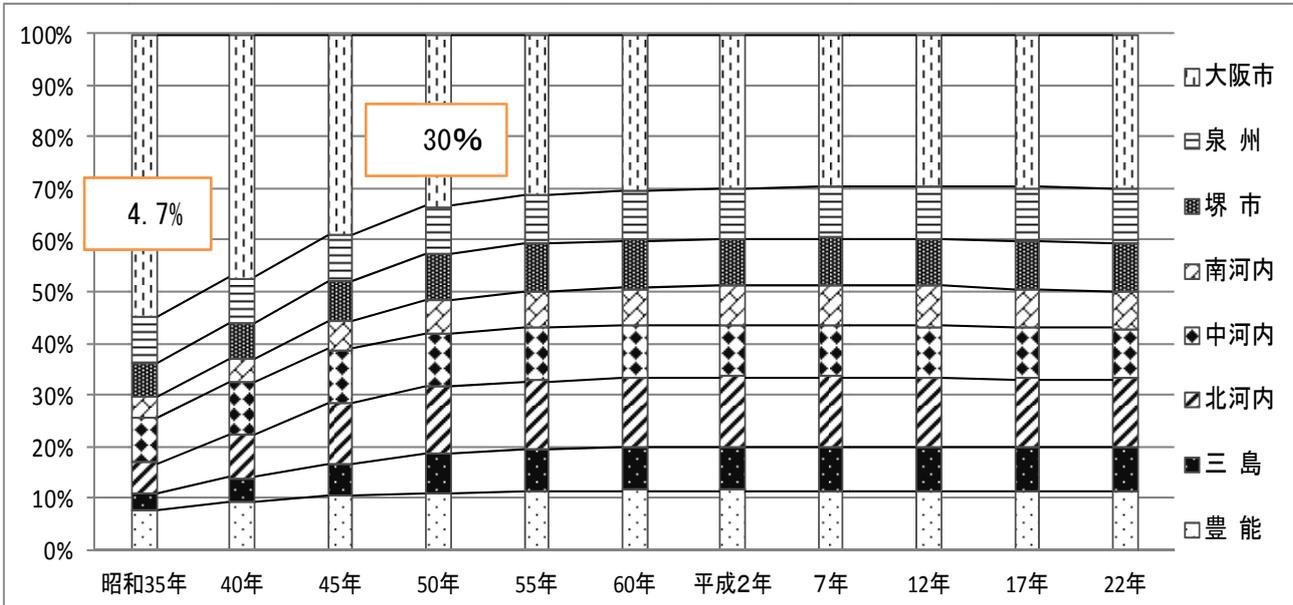
人口の推移を医療介護総合確保区域別（2次医療圏別）にみると、次表のとおりである。府内の人口は、昭和50年まで大きく増加するものの、近年は微増となっている。大阪市の人口は昭和40年をピークに年々減少してきたが、平成17年には約3万人の増加に転じた。構成比で昭和35年には大阪府全人口の54.7%を占めていたが、昭和50年以降は約30%となっている。

これに対して、大阪市以外の地域は、昭和35年から概ね増加してきたが、昭和60年からほぼ横ばい又は減少してきている。

【医療介護総合確保区域別人口の推移】

(単位:千人)

医療圏	豊能	三島	北河内	中河内	南河内	堺市	泉州	大阪市	計
昭和35年	424	184	325	476	223	372	489	3,012	5,505
40年	629	302	569	658	298	466	578	3,156	6,657
45年	794	472	915	781	429	594	655	2,980	7,620
50年	896	640	1,089	850	532	751	742	2,779	8,279
55年	963	680	1,142	864	585	810	781	2,648	8,473
60年	1,005	715	1,177	872	624	818	819	2,636	8,668
平成2年	1,016	731	1,189	873	661	808	834	2,624	8,735
7年	1,014	738	1,211	874	689	803	865	2,602	8,797
12年	1,006	733	1,202	869	699	792	904	2,599	8,805
17年	1,006	734	1,186	864	650	831	917	2,629	8,817
22年	1,013	745	1,186	856	636	842	923	2,665	8,865



出典：総務省統計局「国勢調査」、大阪府総務部統計課「大阪府の人口」

3 医療介護総合確保区域別高齢者人口及び高齢化率

高齢化率を区域別で見ると、南河内区域（23.4%）が最も高く、泉州区域（21.2%）が最も低くなっている。

高齢化率の伸びを見ると、平成17年から22年にかけて、大阪市区域の2.4%（20.1%→22.5%）の増から北河内区域の5.1%（17.0%→22.1%）の増と、全区域において急速に高齢化が進んでいる。

【医療介護総合確保区域別高齢化率】

（単位：人）

圏域名	平成17年				平成22年				高齢化 進捗率 B－A
	総数	0～64歳	65歳以上	高齢化率A	総数	0～64歳	65歳以上	高齢化率B	
府合計	8,817,166	7,124,815	1,634,218	18.5%	8,865,245	6,813,270	1,962,748	22.1%	3.6%
大阪市	2,628,811	2,064,994	529,692	20.1%	2,665,314	2,042,525	598,835	22.5%	2.4%
豊能	1,006,084	825,405	176,099	17.5%	1,012,902	794,624	215,364	21.3%	3.8%
三島	733,848	605,880	125,946	17.2%	744,836	582,631	159,284	21.4%	4.2%
北河内	1,186,521	977,709	202,157	17.0%	1,185,935	908,749	262,014	22.1%	5.1%
中河内	864,342	699,613	160,199	18.5%	855,766	630,225	193,025	22.6%	4.1%
南河内	649,601	527,860	121,567	18.7%	636,008	485,773	148,908	23.4%	4.7%
堺市	830,966	670,781	154,857	18.6%	841,966	649,074	189,318	22.5%	3.9%
泉州	916,993	752,573	163,701	17.9%	922,518	719,669	196,000	21.2%	3.3%

また、平成27年から平成37年にかけて、高齢化率は全区域で増加し続けることが予測され、府内の高齢化率が29.2%となり実に3人に一人が65歳以上となる。特に、北河内、中河内区域では30.8%と他の圏域に比べて高くなっている。

（単位：人）

圏域名	平成27年（推計値）				平成37年（推計値）				高齢化 進捗率 D－C
	総数	0～64歳	65歳以上	高齢化率C	総数	0～64歳	65歳以上	高齢化率D	
府合計	8,808,282	6,462,931	2,345,351	26.6%	8,410,039	5,952,804	2,457,235	29.2%	2.6%
大阪市	2,663,783	1,962,367	701,416	26.3%	2,553,167	1,826,861	726,306	28.4%	2.1%
豊能	1,007,617	749,331	258,286	25.6%	968,191	690,329	277,862	28.7%	3.1%
三島	749,034	555,077	193,957	25.9%	730,980	523,606	207,374	28.4%	2.5%
北河内	1,172,288	848,984	323,304	27.6%	1,108,862	767,241	341,621	30.8%	3.2%
中河内	837,620	602,172	235,448	28.1%	779,398	539,325	240,073	30.8%	2.7%
南河内	619,835	443,812	176,023	28.4%	574,652	389,074	185,578	32.3%	3.9%
堺市	841,587	616,723	224,864	26.7%	814,289	582,932	231,357	28.4%	1.7%
泉州	916,518	684,465	232,053	25.3%	880,500	633,436	247,064	28.1%	2.7%

共に出典：総務省「国勢調査」国立社会保障・人口問題研究所（平成25年3月推計）

(3) 計画期間及び医療及び介護の総合的な確保に関する目標の設定

1 計画期間

本計画の計画期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

2 大阪府全域における目標の設定

本計画は、府民一人ひとりに良質な医療サービスを提供し、府民のニーズを満たすために必要な医療の総合的なサービス体制の確立を目指すことを目標とする。

当該目標は、大阪府保健医療計画の基本理念に沿ったものであり、本計画と大阪府保健医療計画とは目指すべき方向性が同じであることから、目標達成に向けた課題と指標は、以下のとおり大阪府保健医療計画で設定した項目・数値と同一のものを基本とする。

大阪府保健医療計画の施策の目標等は以下のとおりである。本計画で定める機能分化推進・連携、居宅等における医療提供体制整備の推進、医療人材確保に向けた事業の実施により、さらなる課題解消、目標達成への取組みを推進する。

【大阪府保健医療計画で設定した項目・数値について】

～大阪府保健医療計画（平成 25 年 4 月策定）より抜粋～

- 大阪府保健医療計画の基本理念は、健康な生活を享受することが府民の基本的な権利であることを示すとともに、府民一人ひとりについて切れ目なく、良質な医療サービスを提供し、府民のニーズを満たすために必要な保健・医療・福祉の総合的なサービス体制の確立をめざすことにある。
- 現在、急速な高齢化が進む中、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患（5 疾病）については、生活の質の向上を実現するため、患者数の増加の状況も踏まえつつ、これらに対応した医療提供体制の構築や施設整備を目指す必要がある。
- さらには、今後、高齢化に伴い在宅医療のニーズが増加し、高齢化に伴う在宅における栄養管理や呼吸不全に伴う呼吸管理などを必要とする患者が増加すると予想されており、このため在宅医療に関わる一部の医師等だけで時間外の急病対応や不在時の対応など全てを担うには負担が大きいため、在宅医療を行う医療機関の増加や在宅に関わる医療従事者の確保や質の向上を進めていく必要がある。
- 在宅医療を進めるにあたり、人工呼吸器を装着した患者や様々な医療措置を必要とする患者への高度・専門的なケアを提供していくため、中核的な機能を担う訪問看護師等の養成と資質向上を図る必要がある。さらに、充実した在宅医療を目指すには、在宅に関わる医師同士の連携やそれ以外の医師の役割分担を図ること、訪問看護師等の医療従事者に加え、介護支援専門員や介護士なども含めた福祉職がお互いの専門的な知識を活か

しながらチームとなって患者・家族をサポートしていく体制を構築していくことが重要である。

- 医療と介護の連携については、地域包括支援センターが開催する地域ケア会議等の地域の関係機関、関係者会議において、在宅医療を担う病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護支援専門員、福祉関係者などが情報を共有し合いながらそれぞれの役割や機能を理解し、それぞれの役割を発揮して、患者の在宅生活を支えるためのネットワークの構築を目指していく。また、高齢者一人ひとりに対する支援については、サービス担当者会議等を通じた医療と介護、福祉サービスとの連携強化による包括的なサービス提供体制の構築を目指していく。
- さらには、少子化や高齢化の進展とそれに伴う疾病構造の変化、医療機能の分化・多様化、高度情報化社会の進展などに伴い、医療に関するニーズが拡大していくことが考えられるため、これを支える医療従事者の確保、資質向上は、医療連携体制の構築や施設・設備の整備等と並んで最も重要な目標である。
- 大阪府保健医療計画では、以上の基本的な考え方にに基づき、目標達成に向けた代表的な項目について、現状及び目標値を5疾病4事業及び在宅医療毎に定めている。

3 大阪府保健医療計画におけるPDCAサイクル

大阪府保健医療計画の推進にあたっては、施策に関連する事業の進捗や目標の達成度について把握・分析を行い、計画最終年度において目標が達成されるよう、評価および見直しを行うこととしており、目標に対する進捗状況が不十分な場合、その原因を分析し、必要に応じて施策の見直しをはかることで計画のPDCAサイクルに沿って取り組んでいる。

平成25年度の施策に関連する事業の進捗や目標の達成度について把握・分析した結果、概ね29年度の目標値に向かって進んでいた。

在宅医療の推進については、目標とする大阪版モデルパターンといえる汎用性のある取組み手法の確立までは至っていないものの、多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業（国委託）や大阪府転退院調整・在宅医療円滑化ネットワーク事業（地域医療再生計画基金事業）の実施により、多職種連携研修会の開催や在宅医療連携拠点の整備を進めており、地域における在宅医療・介護の連携の促進を図ってきた。

今後、先進的な地域を参考としながら、本計画の基金事業や地域医療構想等の計画に基づき、さらなる在宅医療の推進に取り組む。

さらに、本計画の基金事業や地域医療構想等の計画を踏まえて、評価指標の再考を含めて検討していく。

【施策の目標等】

分野	目標値項目	現状値	(年度)	目標値(29年度)	
がん	がん検診受診率	胃がん	21.5%	22年	40%
		肺がん	14.9%		35%
		大腸がん	18.9%		30%
		子宮がん	28.3%		35%
		乳がん	26.8%		40%
	がんによる年齢調整死亡率(75歳未満)	90.3(10万対)	22年	68.1	
	喫煙率	男性	33.6%	22年	20%以下
		女性	12.3%		5%以下
	特定健康診査受診率		39.0%	22年	70%
		特定保健指導実施率	9.8%		45%
脳卒中	食塩摂取量(20歳以上)	男性	10.9g	21~23年 平均	8g
		女性	9.1g		8g
急性心筋梗塞	日常生活における歩数(20歳以上)	男性	7,359歩	21~23年 平均	10,000歩
		女性	6,432歩		9,000歩
糖尿病	メタボリックシンドローム該当者数	1,093千人	21~23年 平均	平成20年度に比べて 25%以上減少	
	メタボリックシンドローム予備群者数	350千人			
	脳血管疾患による年齢調整死亡率	男性	43.9(10万対)	22年	15%減少
		女性	21.5(10万対)		15%減少
	急性心筋梗塞による年齢調整死亡率	男性	15.9(10万対)	22年	15%減少
		女性	6.7(10万対)		15%減少
	糖尿病による新規人工透析導入者数	1,183人	22年	1,136人	
	地域連携クリティカルパス導入率	がん	77%	24年度	100%
脳卒中		74%	90%		
急性心筋梗塞		23%	35%		
糖尿病		22%	35%		
精神疾患	保健所等における精神科保健医療に係る連携・協議の場の数	0	24年度	18か所	
	精神科救急医療体制において、自院に継続して通院している患者が救急で受診し、病状等について診察医からの問い合わせがあった際に、夜間・休日でも対応可能な精神科標榜診療所数	100/360か所	24年度	216/360か所 (60%)	
救急医療	救急告示医療機関数	276か所	24年度	現状維持	
	重症患者搬送件数における現場滞在時間が30分以上要した件数の割合	5.2%	22年	増加抑制	
	重症患者搬送件数における受入要請医療機関が4機関以上の件数の割合	8.8%	22年	増加抑制	
災害医療	大阪DMATを3チーム以上保有する災害拠点病院数	11/19か所	24年度	19/19か所	
	災害時に対応できるマニュアルを整備している医療機関数	346/537か所	23年度	537/537か所	
	災害拠点病院のうち施設耐震化した病院数	14/19か所	24年度	19/19か所	
	EMIS(大阪府広域災害救急医療情報システム)入力訓練において、二次救急告示病院の入力割合	96.9%	24年度	100%	
周産期医療	MFICUを整備している周産期母子医療センターにおける産科領域の複数当直体制を確立している医療機関数	8か所	24年度	12か所	
	周産期母子医療センターにおける周産期専用病床の病床利用率	MFICU	69.1%	23年度	増加
		NICU	86.6%		
		GCU	64.7%		
	周産期死亡率	4.1(千対)	23年	全国平均以下	
望まない妊娠相談窓口からの地域支援機関への連絡・紹介件数	必要な事例への 連絡・紹介98%	23年度	必要な事例への 連絡・紹介100%		
医療機関から連絡があった虐待発生リスクの高いケースに対する保健機関の支援割合*	95%	22年度	100%		
小児救急を含む小児医療	小児救急医療体制に参画している医療機関数	初期救急	休日:37か所 夜間:17か所	24年度	現状維持
		二次救急	固定通年制:11か所 輪番制:28か所		現状維持
	重篤小児患者拠点病院数	0	24年度	2か所	
	小児死亡率(1歳~14歳)	10.1(10万対)	22年	全国平均以下	
在宅医療	大阪版在宅医療モデルパターン数	0	24年度	2	

*医療機関から連絡があったケースに対して、保健機関が初回の訪問等で支援できた割合

4 医療介護総合確保区域毎の目標の設定及び現状について

(1) 各医療介護総合確保区域の現状

大阪府は 8 つの医療介護総合確保区域で構成されており、全ての区域において人口は 60 万人を超えており、へき地が存在しない。

地域毎の医療提供体制の特徴としては、大阪府では全域において高度医療・専門医療が進んでいるが、特に豊能地域を中心とする北部地域では高機能病院が集積している。また、泉州区域において医師不足及び減少の傾向が強く、精神科病院・精神病床の府全域に占める割合は南部地域で高い傾向にある。このように、大阪府はほぼ全域が都市部に当たるため、へき地、離島等を有する地方部と比べ、区域毎の明確な特徴は少ない。

(2) 医療介護総合確保区域毎の目標設定の考え方

府民一人ひとりに良質な医療サービスを提供し、府民のニーズを満たすために必要な医療の総合的なサービス体制を持続的に提供できる体制を構築するという本計画の目指すべき方向性からすれば、目指すべき目標は前述のとおり大きく各区域で異なるものではない。本計画と目指すべき方向性を同じくする大阪府保健医療計画においても、区域毎で目標指標は設定せず、府全域での目標達成を目指している。このため、本計画では、各区域毎の目標指標は、大阪府の施策の目標等を基本とする。

なお、各医療介護総合確保区域の現状についての概要は次のとおり。

■豊能区域

豊能区域は、人口 1,026,519 人、面積 275.47/km²、人口密度は 3,726 人/km²であり、大都市圏である。本区域の平成 22 年国勢調査における 65 歳以上人口は 215,364 人であるが、15 年後の平成 37 年には 277,862 人に増加すると推測される。本区域の特徴として国立循環器病研究センター、大阪大学医学部附属病院、市立病院 4 施設、地域医療支援病院 5 施設等国公立及び公的な大規模病院が多く存在することが挙げられる。これらを含め、47 の病院に 10,770 床、978 の診療所のうち 24 の有床診療所に 251 床の入院病床を有する。

豊能区域医療機関数等

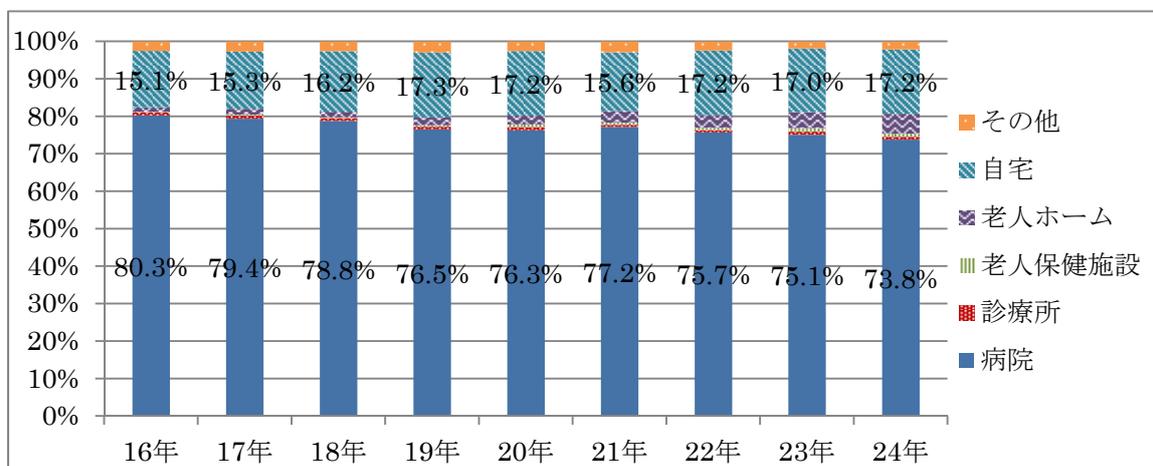
平成26年3月31日現在 大阪府健康医療部

病院数	総病床数	内訳				
		一般	療養	精神	結核	感染
47	10,770	6,892	1,732	2,042	90	14

一般診療所数	うち有床診療所		歯科診療所数
	診療所数	病床数	
978	24	251	579

また、平成 24 年人口動態調査によると、本区域での死亡者数は 8,012 人で、うち病院や診療所で亡くなったのは 5,974 人、自宅では 1,378 人、老人保健施設・老人ホームでは 491 人、その他の場所では 169 人であった。

死亡場所別の死亡者の割合(豊能区域) 人口動態統計



豊能区域は、在宅療養支援診療所を183、在宅療養支援病院を7有する(平成26年10月現在)。

平成25年度、在宅医療多職種連携研修会について、多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業(国委託事業)として2か所(3市2町)において開催し、地域における在宅医療・介護の連携の促進を図った。

■三島区域

三島区域は、人口 744,864 人、面積 213.49/km²、人口密度は 3,489 人/km²であり、大都市圏である。本区域では、平成 37 年の 65 歳以上の推計人口は 207,374 人と、平成 22 年の 159,284 人から急増すると推測されている。

本区域は、39 の病院に 9,109 床、599 の診療所のうち 26 の有床診療所に 289 床の入院病床を有する。

三島区域医療機関数等

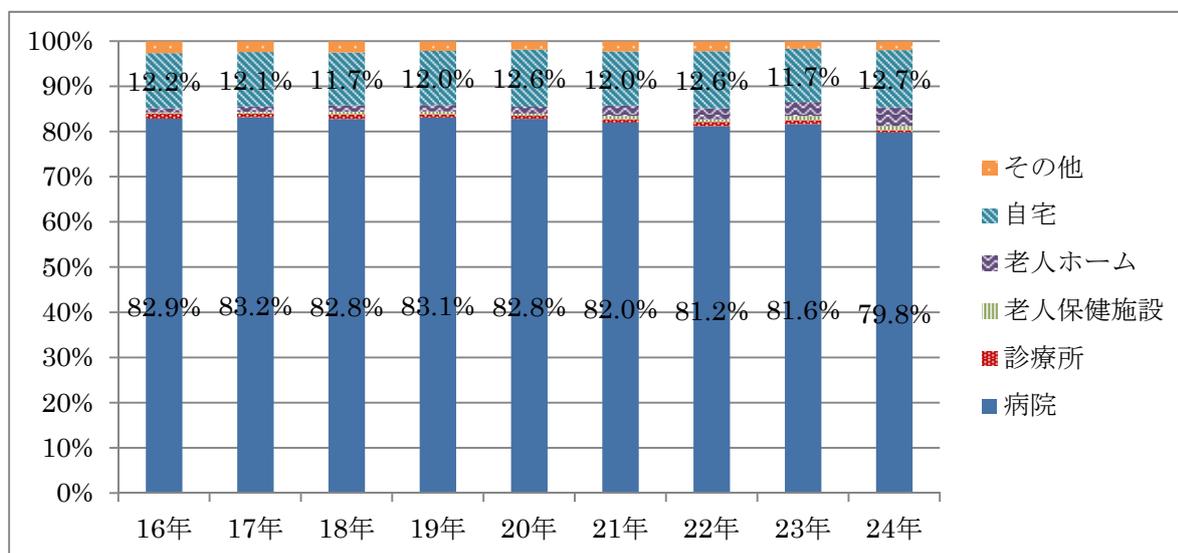
平成26年3月31日現在 大阪府健康医療部

病院数	総病床数	内訳				
		一般	療養	精神	結核	感染
39	9,019	5,324	1,118	2,577	0	0

一般診療所数	左のうち		歯科診療所数
	有床診療所数	病床数	
599	26	289	385

また、平成 24 年人口動態調査によると、本区域での死亡者数は 5,760 人で、うち病院や診療所で亡くなったのは 4,627 人、自宅では 731 人、老人保健施設・老人ホームでは 290 人、その他の場所では 112 人であった。

死亡場所別の死亡者の割合(三島区域) 人口動態統計



三島区域は、在宅療養支援診療所を151、在宅療養支援病院を5有する(平成26年10月現在)。

平成 25 年度、在宅医療多職種連携研修会について、多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業(国委託事業)として4か所(3市1町)において開催し、地域における在宅医療・介護の連携の促進を図った。

■北河内区域

北河内区域は、人口 1,174,037 人、面積 177.38/km²、人口密度は 6,619 人/km²であり、大都市圏である。本区域における 65 歳以上の人口は平成 22 年の 262,014 人から平成 37 年には 341,621 人に増加すると推測される。

本区域には、60 病院に 12,029 床、891 診療所のうち 51 有床診療所に 540 床の入院病床を有する。

北河内区域医療機関数等

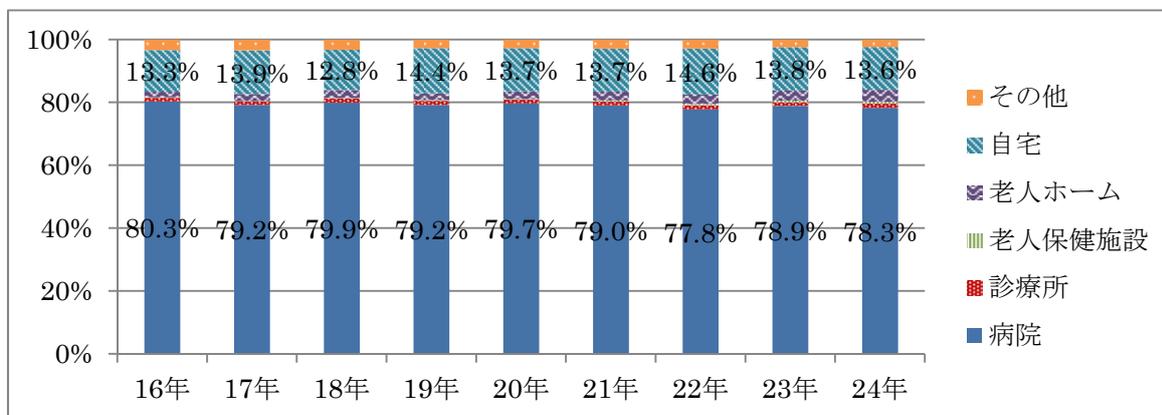
平成26年3月31日現在 大阪府健康医療部

病院数	総病床数	内訳				
		一般	療養	精神	結核	感染
60	12,029	7,813	2,153	1,846	209	8

一般診療所数	うち有床診療所		歯科診療所数
	診療所数	病床数	
891	51	540	601

また、平成 24 年人口動態調査によると、本区域での死亡者数は 9,904 人で、うち病院や診療所で亡くなったのは 7,884 人、自宅では 1,345 人、老人保健施設・老人ホームでは 440 人、その他の場所では 235 人であった。

死亡場所別死亡者割合(北河内区域) 人口動態統計



北河内区域では、在宅療養支援診療所を144、在宅療養支援病院を14有する(平成26年10月現在)。

平成 25 年度、在宅医療多職種連携研修会について、多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業(国委託事業)として 3 か所(4 市)、大阪府転退院調整・在宅医療円滑化ネットワーク事業(地域医療再生計画基金事業)として 2 か所(2 市)において開催し、地域における在宅医療・介護の連携の促進を図った。

■中河内区域

中河内区域は、人口 849,272 人、面積 128.91/km²、人口密度は 6,588 人/km²であり、大都市圏である。本区域の平成 37 年の 65 歳以上の推計人口は 240,073 人と、平成 22 年の 193,025 人から急増すると予測されている。

本区域には、41 病院に 7635 床、663 診療所のうち 26 有床診療所に 177 床の入院病床を有する。

中河内区域医療機関数等

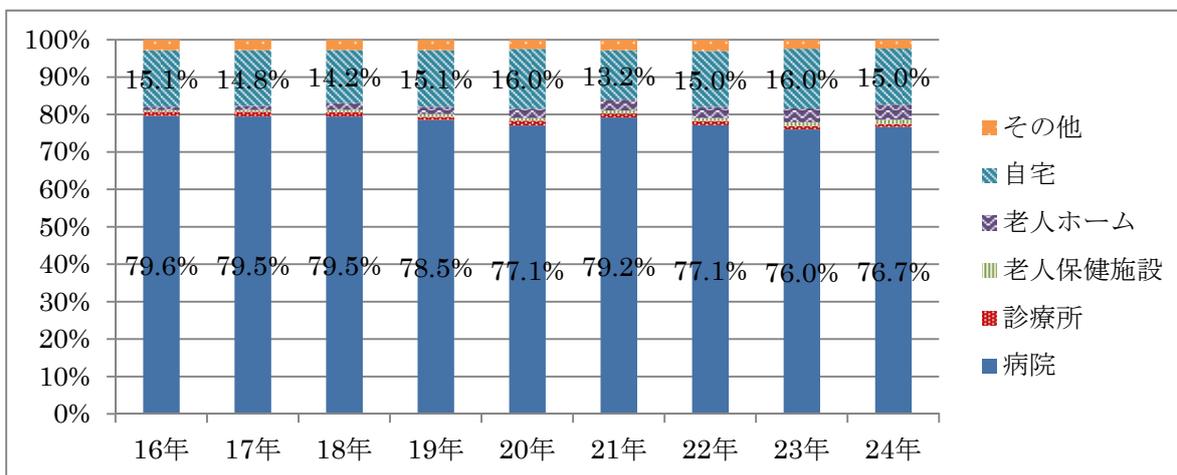
平成26年3月31日現在 大阪府健康医療部

病院数	総病床数	内訳				
		一般	療養	精神	結核	感染
41	7,635	4,453	1,335	1,847	0	0

一般診療所数	うち有床診療所		歯科診療所数
	診療所数	病床数	
683	26	177	461

また、平成 24 年人口動態調査によると、本区域での死亡者数は 7,836 人で、うち病院や診療所で亡くなったのは 6,071 人、自宅では 1,176 人、老人保健施設・老人ホームでは 402 人、その他の場所では 187 人であった。

死亡場所別死亡者割合(中河内区域) 人口動態統計



中河内区域では、在宅療養支援診療所を160、在宅療養支援病院を5有する(平成26年10月現在)。

平成 25 年度、在宅医療多職種連携研修会について、大阪府転退院調整・在宅医療円滑化ネットワーク事業(地域医療再生計画基金事業)として1か所(1市)において開催し、地域における在宅医療・介護の連携の促進を図った。

■南河内区域

南河内区域は、人口 623,595 人、面積 289.93/km²、人口密度は 2,150 人/km²であり、大都市圏である。本区域の平成 37 年の 65 歳以上の推計人口は 185,578 人と、平成22年の 148,908 人から急増すると予測されている。

平成 22 年時点の病院数は、39 か所であり、診療所は 467 か所存在、また、第一線の地域医療を担う「かかりつけ医」等を支援する地域医療支援病院として大阪南医療センターがある。

南河内区域医療機関数等

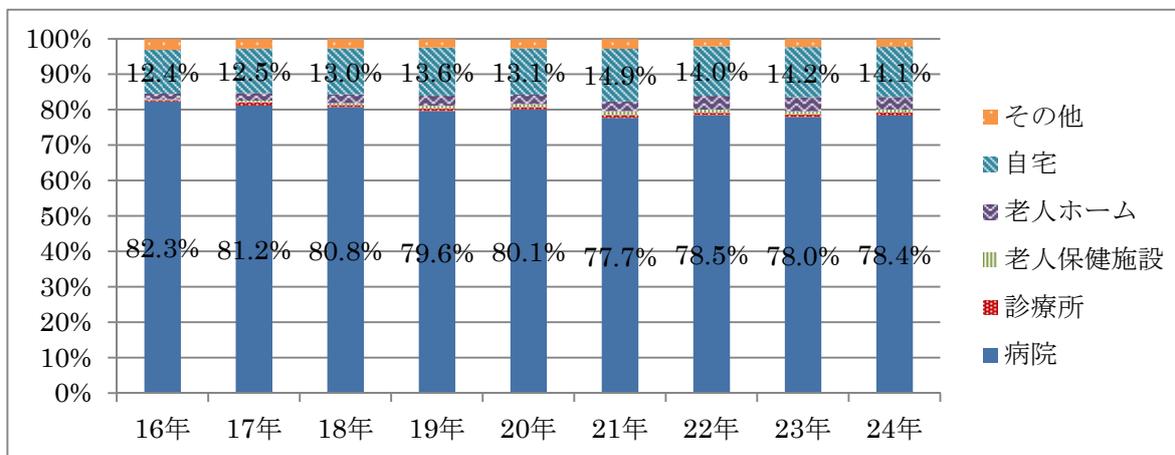
平成26年3月31日現在 大阪府健康医療部

病院数	総病床数	内訳				
		一般	療養	精神	結核	感染
39	8,487	4,808	1,867	1,662	150	0

一般診療所数	うち有床診療所		歯科診療所数
	診療所数	病床数	
467	13	169	322

また、平成 24 年人口動態調査によると、本区域での死亡者数は 5,832 人で、うち病院や診療所で亡くなったのは 4,576 人、自宅では 844 人、老人保健施設・老人ホームでは 287 人、その他の場所では 125 人であった。

死亡場所別死亡者割合(南河内区域) 人口動態統計



南河内区域では、在宅療養支援診療所を124、在宅療養支援病院を6有する(平成26年10月現在)。

平成 25 年度、在宅医療多職種連携研修会について、多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業(国委託事業)として 1 か所(1 市)、大阪府転退院調整・在宅医療円滑化ネットワーク事業(地域医療再生計画基金事業)として 3 か所(3 市)において開催し、地域における在宅医療・介護の連携の促進を図った。

■堺市区域

堺市区域は、人口 840,862 人、面積 149.99/km²、人口密度は、5,606 人/km²であり、大都市圏である。平成 37 年に本医療圏の 65 歳以上の推計人口は 231,357 人となり、平成 22 年の 189,318 人から急増すると予測されていることから、在宅医療を受ける患者も増える。

本区域では、病院は 45 カ所、診療所は 733 カ所、歯科診療所は 481 カ所ある。

堺市区域医療機関数等

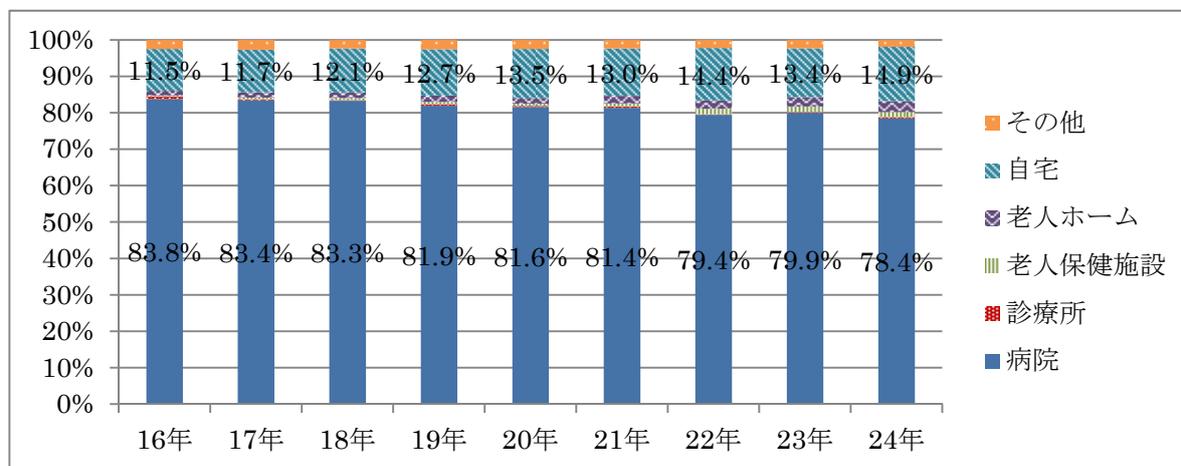
平成26年3月31日現在 大阪府健康医療部

病院数	総病床数	内訳				
		一般	療養	精神	結核	感染
45	12,454	5,578	3,889	2,882	92	13

一般診療所数	うち有床診療所		歯科診療所数
	診療所数	病床数	
733	29	218	481

また、平成24年人口動態調査によると、本区域での死亡者数は7,626人で、うち病院や診療所で亡くなったのは6,010人、自宅では1,138人、老人保健施設・老人ホームでは334人、その他の場所では144人であった。

死亡場所別死亡者割合(堺市区域) 人口動態統計



堺市区域では、在宅療養支援診療所を152、在宅療養支援病院を9有する(平成26年10月現在)。

平成 25 年度、大阪府転退院調整・在宅医療円滑化ネットワーク事業(再生基金事業)として 1 か所(1 市)において開催し、地域における在宅医療・介護の連携の促進を図った。

■泉州区域

泉州区域は、人口 914,644 人、面積 443.25/km²、人口密度は、2,063 人/km²であり、大都市圏である。本区域における平成 37 年の 65 歳以上の推計人口は 247,064 人で、平成 22 年の 196,000 人から急増すると予測されており、在宅医療を受ける者のうち 8 割以上が 65 歳以上の高齢者という状況(平成 20 年患者調査)からみて、在宅医療を受ける患者が増加すると考えられる。また、本区域には、平成 26 年 3 月 31 日現在、病院 77 か所、診療所 667 か所(うち有床診療所 28 か所)がある。

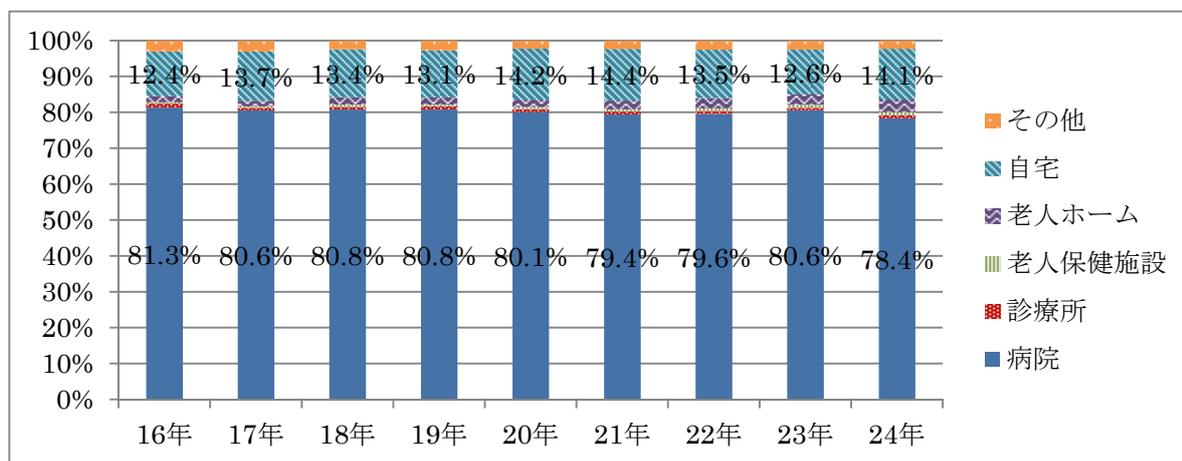
泉州区域医療機関数等

平成26年3月31日現在 大阪府健康医療部

病院数	総病床数	内訳				
		一般	療養	精神	結核	感染
77	14,827	4,793	3,877	6,147	0	10

一般診療所数	うち有床診療所		歯科診療所数
	診療所数	病床数	
667	28	275	450

また、平成 24 年人口動態調査によると、本区域での死亡者数は 8,441 人で、うち病院や診療所で亡くなったのは 6,684 人、自宅では 1,193 人、老人保健施設・老人ホームでは 374 人、その他の場所では 190 人であった。



死亡場所別死亡者割合(泉州区域) 人口動態統計

泉州区域では、在宅療養支援診療所を131、在宅療養支援病院を15有する(平成26年10月現在)。

平成 25 年度、在宅医療多職種連携研修会について、多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業(国委託事業)として 2 か所(2 市)、大阪府転退院調整・在宅医療円滑化ネットワーク事業(地域医療再生計画基金事業)として 2 か所(2 市)において開催し、地域における在宅医療・介護の連携の促進を図った。

■大阪市区域

大阪市区域は、人口 2,683,487 人と極めて人口が多い区域であり、面積 223.00 km²、人口密度は、12,034 人/km²であり、大都市圏である。

本区域には、186 の病院、3,427 の診療所が存在する。(平成 26 年 3 月 31 日現在)

本区域の平成 37 年の 65 歳以上の推計人口は 726,306 人と、平成 22 年の 598,835 人から急増すると予測されている。

大阪市区域医療機関数等

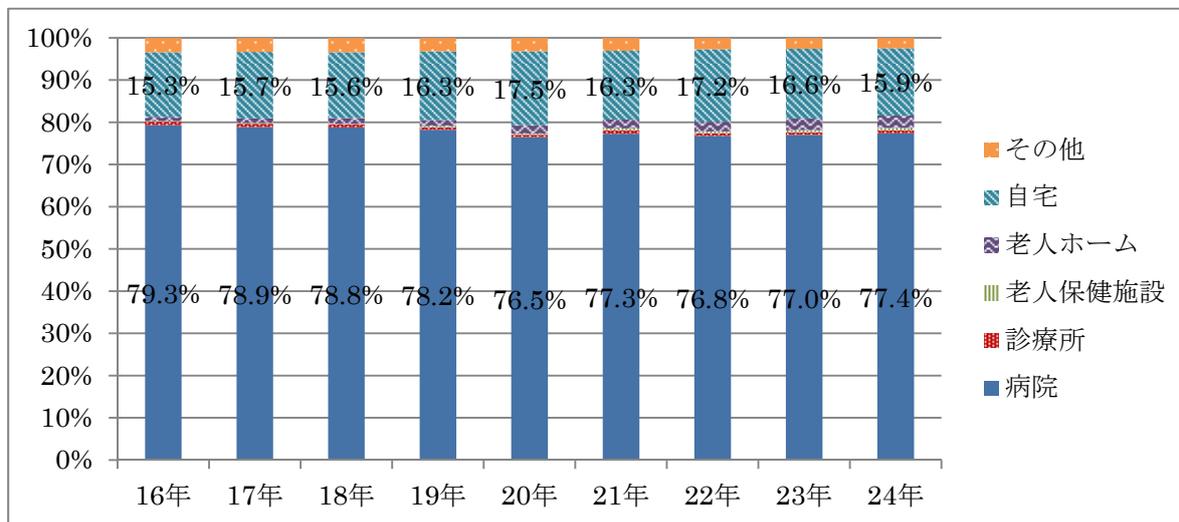
平成26年3月31日現在 大阪府健康医療部

病院数	総病床数	内訳				
		一般	療養	精神	結核	感染
186	32,733	25,811	6,568	231	90	33

一般診療所数	うち有床診療所		歯科診療所数
	診療所数	病床数	
3,427	91	804	2,275

また、平成 24 年人口動態調査によると、本区域での死亡者数は 27,061 人で、うち病院や診療所で亡くなったのは 21,130 人、自宅では 4,315 人、老人保健施設・老人ホームでは 958 人、その他の場所では 658 人であった。

死亡場所別死亡者割合(大阪市区域) 人口動態統計



大阪市区域では、在宅療養支援診療所を 778、在宅療養支援病院を 34 有する。

平成 25 年度、在宅医療多職種連携研修会について、多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業(国委託事業)として 1 か所(1 区)、大阪府転退院調整・在宅医療円滑化ネットワーク事業(地域医療再生計画基金事業)として 9 か所(9 区)において開催し、地域における在宅医療・介護の連携の促進を図った。

2. 事業の評価方法

(1) 意見を聴取した主な関係団体等

- ・大阪府医師会
- ・府域 57 地区医師会
- ・大阪府歯科医師会
- ・府域 56 地区歯科医師会
- ・大阪府薬剤師会
- ・府域地区薬剤師会
- ・大阪府看護協会(府域 11 支部)
- ・大阪府訪問看護ステーション協会
- ・大阪府病院協会
- ・大阪府私立病院協会
- ・大阪精神科病院協会
- ・大阪精神科診療所協会
- ・大阪大学医学部附属病院
- ・大阪大学医学部医学系研究科
- ・大阪市立大学医学部附属病院
- ・関西医科大学附属枚方病院
- ・大阪医科大学附属病院
- ・大阪歯科大学
- ・大阪大学歯学部附属病院
- ・近畿大学医学部附属病院
- ・公立病院協議会
- ・大阪府歯科衛生士会
- ・大阪府歯科技工士会
- ・大阪府助産師会
- ・大阪産婦人科医会
- ・大阪府保健医療財団
- ・大阪府救急医療機関連絡協議会
- ・大阪府立病院機構
急性期・総合医療センター
母子保健総合医療センター
精神医療センター
成人病センター
呼吸器・アレルギー医療センター
- ・国立循環器病研究センター
- ・国立病院機構大阪医療センター
- ・大阪府市長会
- ・大阪府町村長会
- ・NPO法人 ささえあい医療人権センターCOML
(コムル)

(2) 関係者からの意見聴取の方法

府3師会(大阪府医師会、大阪府歯科医師会、大阪府薬剤師会)と府内の医学部を有する5大学との合同による意見交換会や、大阪府医師会と各病院団体合同の意見交換会など、関係者が一堂に会した場の設定に努め、以下のとおり、きめ細かく関係者・団体から意見を聴取するとともに、具体的な事業提案を要請した。

- ・開催回数 195 回
- ・事業提案件数約 250 件

平成 26 年 3 月 27 日	大阪府看護協会
平成 26 年 3 月 28 日	大阪府医師会、大阪府薬剤師会
平成 26 年 4 月 3 日	大阪府医師会
平成 26 年 4 月 4 日	大阪府医師会、大阪府薬剤師会、大阪府病院協会、 大阪府私立病院協会、大阪府歯科医師会
平成 26 年 4 月 7 日	大阪府医師会、大阪府看護協会
平成 26 年 4 月 9 日	大阪精神科病院協会、大阪府医師会
平成 26 年 4 月 9 日	大阪府歯科衛生士会、大阪府病院協会、大阪府私立病院協会
平成 26 年 4 月 10 日	大阪府助産師会、大阪府訪問看護ステーション協会、 大阪府医師会、大阪府歯科医師会
平成 26 年 4 月 11 日	大阪府医師会、大阪府看護協会、大阪精神科診療所協会、 大阪府歯科技工士会
平成 26 年 4 月 14 日	大阪府医師会、大阪府歯科医師会、大阪府薬剤師会、 大阪大学医学部附属病院、大阪大学医学系研究科、 大阪市立大学医学部附属病院、近畿大学医学部、 近畿大学医学部附属病院、大阪医科大学附属病院、 関西医科大学附属枚方病院、 NPO法人 ささえあい医療人権センターCOML(コムル)
平成 26 年 4 月 15 日	大阪府医師会、大阪府看護協会、 大阪府訪問看護ステーション協会
平成 26 年 4 月 16 日	大阪府市長会、大阪府町村長会
平成 26 年 4 月 16 日	大阪府医師会、大阪府私立病院協会、大阪府看護協会、 大阪精神科病院協会
平成 26 年 4 月 17 日	大阪府医師会、大阪府歯科医師会
平成 26 年 4 月 18 日	大阪府看護協会、大阪府訪問看護ステーション協会
平成 26 年 4 月 21 日	大阪府医師会
平成 26 年 4 月 30 日	大阪府歯科衛生士会
平成 26 年 5 月 7 日	大阪府歯科技工士会
平成 26 年 5 月 8 日	東大阪市、大阪大学医学系研究科
平成 26 年 5 月 9 日	大阪府助産師会
平成 26 年 5 月 12 日	大阪府薬剤師会、大阪精神科病院協会
平成 26 年 5 月 13 日	大阪府医師会、大阪大学医学部附属病院
平成 26 年 5 月 14 日	大阪府医師会、大阪精神科診療所協会
平成 26 年 5 月 15 日	大阪府歯科医師会、大阪府薬剤師会
平成 26 年 5 月 19 日	大阪大学医学部附属病院
平成 26 年 5 月 20 日	大阪大学医学部附属病院、大阪市立大学医学部附属病院、 大阪医科大学附属病院、関西医科大学附属枚方病院、 近畿大学医学部、大阪府歯科医師会

平成 26 年 5 月 21 日	大阪医科大学、大阪大学医学部附属病院
平成 26 年 5 月 22 日	近畿大学医学部、大阪府医師会
平成 26 年 5 月 23 日	大阪府医師会
平成 26 年 5 月 26 日	大阪府保健医療財団、大阪府医師会
平成 26 年 5 月 27 日	大阪精神科病院協会
平成 26 年 5 月 28 日	大阪府薬剤師会、大阪大学医学部附属病院
平成 26 年 5 月 29 日	大阪大学医学部附属病院、大阪市立大学医学部附属病院、 関西医科大学附属枚方病院
平成 26 年 5 月 30 日	大阪府医師会、関西医科大学附属枚方病院、大阪精神科病院協会
平成 26 年 6 月 2 日	大阪大学医学部附属病院
平成 26 年 6 月 3 日	大阪医科大学附属病院、大阪精神科病院協会
平成 26 年 6 月 5 日	大阪府医師会、大阪府立病院機構母子保健総合医療センター
平成 26 年 6 月 10 日	大阪精神科診療所協会、大阪府歯科医師会
平成 26 年 6 月 11 日	近畿大学医学部附属病院、大阪医科大学附属病院
平成 26 年 6 月 12 日	大阪市立大学医学部附属病院、公立病院協議会(八尾市立病院)
平成 26 年 6 月 13 日	市立堺病院、大阪府医師会、大阪府歯科医師会
平成 26 年 6 月 16 日	近畿大学医学部附属病院、大阪医科大学附属病院、 関西医科大学附属病院、泉大津市立病院、 大阪大学医学部医学系研究科
平成 26 年 6 月 17 日	大阪市立大学医学部附属病院
平成 26 年 6 月 18 日	大阪大学医学部附属病院、大阪府私立病院協会、 大阪産婦人科医会、大阪府薬剤師会、 大阪府立病院機構精神医療センター
平成 26 年 6 月 19 日	大阪医科大学附属病院、大阪大学歯学部附属病院、泉大津市立病院
平成 26 年 6 月 23 日	東大阪市、池田市、市立池田病院、池田市医師会、 大阪精神科病院協会、大阪精神科診療所協会、大阪府歯科医師会
平成 26 年 6 月 24 日	大阪府医師会、市立豊中病院、大阪府私立病院協会、羽曳野市医師 会
平成 26 年 6 月 25 日	大阪府看護協会、大阪歯科大学
平成 26 年 6 月 26 日	大阪府歯科技工士会
平成 26 年 6 月 27 日	近畿大学医学部附属病院、大阪府私立病院協会、松原市医師会
平成 26 年 6 月 30 日	大阪歯科大学、和泉市立病院、市立岸和田市民病院、 大阪精神科病院協会、大阪府歯科医師会、大阪府歯科衛生士会
平成 26 年 7 月 1 日	社会医療法人大道会森之宮病院、東大阪市立総合病院、 りんくう総合医療センター、泉佐野市、 大阪大学医学系研究科・大阪大学医学部附属病院・ 大阪大学歯学部附属病院
平成 26 年 7 月 2 日	関西医科大学附属枚方病院、大阪大学医学系研究科、

大阪精神科病院協会、大阪市立大学医学部附属病院
 平成 26 年 7 月 3 日 大阪大学医学部附属病院、大阪府歯科技工士会
 平成 26 年 7 月 4 日 高石市医師会、松原市医師会
 平成 26 年 7 月 7 日 大阪医科大学附属病院、大阪大学医学部附属病院、茨木市医師会
 平成 26 年 7 月 8 日 国立病院機構大阪医療センター、国立循環器病研究センター、
 府立病院機構急性期・総合医療センター、泉大津市医師会、
 大阪府歯科衛生士会
 平成 26 年 7 月 9 日 大阪府医師会
 平成 26 年 7 月 10 日 大阪大学医学系研究科、阪南中央病院
 平成 26 年 7 月 12 日 近畿大学医学部附属病院
 平成 26 年 7 月 14 日 大阪府医師会
 平成 26 年 7 月 15 日 大阪府医師会
 平成 26 年 7 月 16 日 大阪府私立病院協会、大阪府医師会
 平成 26 年 7 月 17 日 社会医療法人大道会森之宮病院、大阪府医師会、
 大阪大学医学部附属病院、大阪市消防局
 平成 26 年 7 月 18 日 大阪精神科診療所協会、大阪府私立病院協会、
 近畿大学医学部附属病院
 平成 26 年 7 月 23 日 大阪府病院協会、大阪府救急 医療機関連絡協議会
 平成 26 年 7 月 24 日 大阪市健康局、大阪市救急医療事業団、大阪精神科病院協会
 大阪府医師会、大阪府歯科医師会
 平成 26 年 7 月 25 日 国立循環器病研究センター、大阪府医師会
 平成 26 年 7 月 28 日 大阪府医師会、大阪精神科診療所協会、大阪府病院協会
 大阪府助産師会
 平成 26 年 7 月 29 日 大阪大学医学部附属病院、大阪府医師会、
 大阪府訪問看護ステーション協会
 平成 26 年 7 月 30 日 大阪労働局、大阪府病院協会、大阪府私立病院協会
 大阪府看護協会
 平成 26 年 7 月 31 日 大阪大学医学系研究科、大阪大学医学部附属病院
 大阪医科大学附属病院
 平成 26 年 8 月 1 日 大阪府看護協会、大阪府医師会、大阪府歯科医師会、
 大阪府薬剤師会、大阪府訪問看護ステーション協会
 平成 26 年 8 月 4 日 国立循環器病研究センター、大阪大学医学系研究科、
 大阪産婦人科医会
 平成 26 年 9 月 1 日 大阪府医療審議会

(3) 事後評価の方法

計画の事後評価にあたっては、医療関係各団体、市町村等で構成される大阪府医療審議会、あるいは区域ごとの医療体制について協議する大阪府保健医療協議会等の意見を聞きながら評価を行い、必要に応じて次期計画策定時に評価内容を反映すること等により計画を推進していく。

評価にあたっては、介護・計画との整合性を図るため、学識経験者、保健医療・福祉等関係者・医療保険者等で構成される、大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会等の意見もあわせて伺いながら検討する。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備事業	【総事業費】 857,500 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	府内各病院	
事業の目標	<p>・急性期の一般病棟 7 対 1 入院基本料病床から地域包括ケア病床等への転換に伴う施設改修への補助</p> <p>【事業効果】 病床の機能分化</p>	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>病床の機能分化・連携を推進するため、急性期の一般病棟 7 対 1 入院基本料病床から地域包括ケア病棟等へ転換し、急性期病床や地域の診療所からの患者の受け入れを行うことができるようにするため、病床の転換を行う。</p> <p>○概要</p> <p>急性期の一般病棟 7 対 1 入院基本料病床から地域包括ケア病床等への転換</p> <p>重症度、医療、看護の必要が高い患者を受け入れるための処置に必要な医療器具の整備、在宅復帰へ対応できるリハビリを行う場所の整備を行う。</p> <p>○内容</p> <p>急性期の一般病棟 7 対 1 入院基本料病床から地域包括ケア病棟等に転換するための改修等に対する補助</p> <p>(療養病床棟から地域包括ケア病棟又は緩和ケア病棟に転換する場合は対象外)</p>	

<p>○補助対象 急性期の一般病棟7対1入院基本料病床から地域包括ケア病棟等に転換するため必要な改修工事費、備品購入費</p> <p>○H26年度 428,750千円</p> <p>○執行方法 府内各病院へ補助</p> <p><参考>～関係補助金</p> <p>① 医療提供情報推進事業費補助金 (医学的リハビリテーション施設設備整備事業) ※補助対象となる事業者：<u>公的団体のみ</u> 基準額：1か所当たり10,800千円(補助率1/3) 補助対象：医学的リハビリテーション施設として必要な医療機器の備品購入費</p> <p>②病床転換助成事業 ※補助対象となる事業者：療養病床等を介護保険施設等へ転換させる医療機関 基準額：改修：転換前の病床数に<u>1床当たり500千円</u>を乗じて得た額(補助率10/27) 補助対象：療養病床等を介護保険施設等へ転換する為の改修工事費等</p>							
事業に要する費用の額	金額	総事業費		857,500(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	25,725(千円)
		基金	国	285,833(千円)		民	260,108(千円)
			都道府県	142,917(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3) 0(千円)
		その他		428,750(千円)			
備考(注4)	428,750千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	がん医療提供体制等充実強化事業	【総事業費】 972,000 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	がん診療拠点病院	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ がん診療拠点病院（国・府指定）が行うがんの医療機器（放射線治療機器等）及び臨床検査機器等の整備や外来化学療法室等の整備に伴う施設設備整備を 15 カ所実施 <p>【事業効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ がん医療体制の充実強化 ・ 専門病院と一般病院との分化を進め在宅医療、病診連携を促進 	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>高齢化に伴うがん患者数が増加する中で、多様な患者のニーズや症状に応じ、入院・外来・在宅において切れ目のないがん医療が身近な地域において提供されるためには、手術療法や放射線療法、化学療法等のがん医療提供体制を充実するとともに、がん診療拠点病院とかかりつけ医や訪問看護ステーション等在宅医療を支える関係機関との地域医療連携体制の強化が必要である。このようなことから、がん診療拠点病院の機能を充実するための医療機器等の整備を支援する。また、地域医療連携体制の強化を図るため、かかりつけ医や訪問看護ステーション等在宅医療を支える関係機関との連携強化や退院支援等にかかる共同カンファレンス等の実施等を支援するとともに、各圏域内における地域連携クリティカルパス運用や在宅を含む緩和医療体制等連携体制の強化を図るための取組みを支援する。</p> <p>○概要</p>	

事業に要する費用の額	金額	総事業費	972,000(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	136,080(千円)
	基金	国	324,000(千円)		民	187,920(千円)
		都道府県	162,000(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3) 0(千円)
	その他	486,000(千円)				
備考(注4)	486,000 千円					

①がん医療提供体制充実強化事業
がん診療拠点病院（国・府指定）が行うがんの医療機器（放射線治療機器等）及び臨床検査機器等の整備や外来化学療法室等の整備に伴う施設設備整備費に対し支援する。

②地域医療連携強化事業
地域における関係機関間の連携体制強化のため、会議や検討会等を開催するがん診療拠点病院に対し支援する。また、圏域内での地域連携クリティカルパス運用や在宅緩和医療を含む緩和医療提供体制等を構築するために各圏域に設置している「がん診療ネットワーク協議会」の運営や活動に必要な経費を支援する。

○H26年度 486,000 千円

○執行方法 がん診療拠点病院へ補助

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	H I V感染者の多様な医療ニーズに対応できる地域医療体制構築事業	【総事業費】 1,049 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府医師会	
事業の目標	<p>・平成 26 年度は透析医療機関等に対しエイズ治療拠点病院の協力を得て研修会を実施。</p> <p>平成 27 年度以降、透析医療機関及び地域拠点診療所等とエイズ治療拠点病院とのネットワークを整備。</p> <p>【事業効果】</p> <p>・H I V感染者の多様な医療ニーズに対応できる地域医療体制の構築</p> <p>・専門病院と一般病院との分化を進め在宅医療、病診連携を促進</p>	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>H I V感染症は治療が進歩し慢性感染症となったにも関わらず、医療はエイズ治療拠点病院に集中し、維持期の一般診療であっても、地域の医療機関での対応を拒否される場合も多い。大阪府保健医療計画に基づき、感染者の腎障がい等の慢性合併症治療等多様な医療ニーズへ対応できる地域医療体制を構築し、拠点病院との機能分化を図る。</p> <p>○概要</p> <p>特に患者の負担が大きく体制構築に急を要する透析医療機関及び地域拠点診療所等とエイズ治療拠点病院とのネットワークを整備する。</p> <p>○内容</p> <p>[26 年度]</p> <p>①透析医療機関等に対し、エイズ治療拠点病院の協力を得て研修会を実施。</p> <p>(参考)</p>	

	<p>[27 年度]</p> <p>①大阪府医師会による会員への調査により、H I V感染者の診療が可能な透析医療機関及び一般診療等の対応が可能な協力診療所を把握する。</p> <p>②大阪府医師会は当該診療所をリスト化し、拠点病院等からの紹介依頼に対応する。</p> <p>③当該診療所に対し拠点病院専門医等の協力を得て研修会を実施。</p> <p>④協力診療所において、相談診療対応技術の向上のため、H I V抗体検査及び検査前後カウンセリングを実施する。</p> <p>⑤透析医療機関又は協力診療所及び拠点病院との連絡会議を開催し、円滑な病診連携を図る。</p> <p>○H26 年度 1,049 千円</p> <p>○執行方法 大阪府医師会に委託</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		1,049(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
		基金	国	699(千円)		民	699(千円)
			都道府県	350(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3) 699(千円)
		その他		0(千円)			
備考 (注4)	1,049 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	在宅医療介護 I C T 連携事業	【総事業費】 93,834 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	市町村、地区医師会	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府下 57 か所で医療介護 I C T 連携のシステム導入を支援。 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における医療と介護の多職種の情報共有による効率化 ・ 患者満足度の向上 	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>地域に必要な多職種間の情報共有の効率化を図るため、地域一体となって関係者間で医療・介護情報を入力・参照できる医療介護 I C T 連携のシステム導入を支援する。</p> <p>○概要</p> <p>在宅医療・介護従事者が入力した情報を共有するシステムの経費を支援。</p> <p>○内容</p> <p>〔対象〕市町村または地区医師会 〔経費〕システム導入費（初期登録、工事費等）、維持・管理費（システム利用料等）、端末代</p> <p>○執行方法 市町村または地区医師会へ補助</p>	

事業に要する費用の額	金額	総事業費		93,834(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
		基金	国	48,010(千円)		民	48,010(千円)
			都道府県	24,005(千円)			
		その他		21,819(千円)		うち受託事業等 (再掲)(注3)	0(千円)
備考(注4)	H26: 3,996 千円 H27: 18,684 千円 H28: 25,300 千円 H29: 24,035 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	地域医療機関 I C T 連携整備事業	【総事業費】 120,000 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の目標	<p>・平成 26 年度は 3 箇所、地域診療情報ネットワークの導入や拡充を支援する。</p> <p>【事業効果】</p> <p>・病診連携の推進により在宅医療への復帰促進</p>	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>地域診療情報ネットワークの導入や拡大によって、圏域内に必要な医療機関の機能分化および病診連携の推進を図る。</p> <p>○概要</p> <p>地域診療情報ネットワークの導入や拡充に必要な機器整備、工事費等の初期経費を支援する。</p> <p>○内容</p> <p>〔対象〕 医療機関</p> <p>〔箇所〕 H26 は 3 箇所</p> <p>〔補助上限〕 20,000 千円／箇所</p> <p>〔経費〕 システム導入費（サーバー導入費、工事費等）、既存システム改修費</p> <p>※維持・管理費、端末代は対象としない。</p> <p>○H26 年度 60,000 千円</p>	

	○執行方法 医療機関へ補助						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		120,000(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
		基金	国	40,000(千円)		民	40,000(千円)
			都道府県	20,000(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		60,000(千円)		0(千円)	
備考(注4)	60,000 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	I C Tを活用した薬薬連携ネットワーク事業	【総事業費】 30,000 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府薬剤師会	
事業の目標	eーお薬手帳（アプリ）へのバックアップ機能等の追加 【事業効果】 医療機関及び薬局間の迅速・確実な服薬情報の共有化。	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>医療機関相互のネットワーク構築を図るため、医療機関及び薬局が速やかにかつ確実に服薬情報を共有できる仕組みを導入することにより、重複投薬や相互作用による健康被害を未然に防止し、患者の安心・安全を確保する。</p> <p>○概要</p> <p>服薬情報の共有化を図るため、既存のeーお薬手帳（アプリ）を活用し、バックアップ機能を追加するとともに、閲覧できる仕組みを構築する。</p> <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬薬連携ネットワークの構築 (大阪eーお薬手帳（アプリ）へのバックアップ機能等の追加) <p>○H26 年度 30,000 千円</p>	

	○執行方法 大阪府薬剤師会へ補助						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		30,000(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
		基金	国	20,000(千円)		民	20,000(千円)
			都道府県	10,000(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		0(千円)		0(千円)	
備考(注4)	30,000千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	在宅医療推進事業	【総事業費】 61,987 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府、大阪府医師会、地区医師会	
事業の目標	<p>・30 地区医師会にコーディネータを配置し、在宅医療の拡充を図る。</p> <p>【事業効果】 在宅医療提供体制の強化、在宅医療の供給拡充</p>	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>在宅医療連携において、地域の需要や実態にあった在宅医療の調整役が必要である。これまでの多職種連携体制を活用しながら、質の高い在宅医療の供給を拡充するためのコーディネータを配置し、さらなる在宅医療提供体制の強化を図る。また、研修の実施により、コーディネータの機能向上を図る。</p> <p>○概要</p> <p>①コーディネータの活動支援(地区医師会が雇用する際の活動経費を支援)</p> <p>②コーディネータの機能向上(コーディネータ同士で取組みを情報交換、好事例を報告)</p> <p>○内容</p> <p>①〔対象〕地区医師会 30 か所(府内 57 地区医師会)</p> <p>〔経費〕人件費(報酬・手当・共済費)、活動経費(旅費・需用費・役務費等)</p> <p>〔補助上限〕H26 年度は 1,950 千円</p>	

	<p>②〔対象〕大阪府医師会 〔経費〕報償費・会場費・教材費、案内送付、連絡調整（賃金・旅費・役務費）、報告書冊子、広告費 〔補助上限〕H26年度は3,000千円</p> <p>○H26年度 61,987千円</p> <p>○執行方法 大阪府医師会または地区医師会に補助</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		61,987(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	324(千円)
		基金	国	41,325(千円)		民	41,001(千円)
			都道府県	20,662(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3) 0(千円)
		その他		0(千円)			
備考(注4)	61,987千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	在宅医療推進協議会運営事業	【総事業費】 124 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府	
事業の目標	<p>・在宅医療推進協議会の設置・運営。平成 26 年度は 1 回開催。</p> <p>【事業効果】</p> <p>在宅医療提供体制の強化・充実</p>	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>府内の在宅医療の状況について把握するとともに、地域の実情に応じた在宅医療の推進方針について検討する在宅医療推進協議会を設置・運営する。</p> <p>○概要</p> <p>医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、訪問看護ステーション協会、病院協会等、在宅医療に係る関係者が一堂に会して協議する場である在宅医療推進協議会を設置・運営する。</p> <p>※既存の大阪府医療審議会の専門部会として設置 庁内関係各課は、オブザーバーとして参加</p> <p>○内容</p> <p>〔対象〕在宅医療推進協議会を年 2 回開催（平成 26 年度は 1 回） 〔人数〕委員 10 名</p> <p>○H26 年度 124 千円</p>	

	○執行方法 直執行						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		124(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	83(千円)
		基金	国	83(千円)		民	0(千円)
			都道府県	41(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3) 0(千円)
		その他		0(千円)			
備考(注4)	124 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	訪問診療導入研修モデル事業	【総事業費】 846 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問診療現場での実地研修を含む研修プログラムを受講者5人に対しモデル実施 【事業効果】 在宅医療に従事する医師の参入促進	
事業の期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日	
事業の内容	<p>○事業目的 在宅医療に従事する医師が不足しているため、在宅医療に参入する医師を増やす。</p> <p>○概要 これまで在宅医療に取り組んできた医師を講師として、訪問診療現場での実地研修を含む研修プログラムをモデル的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①受講者へのアンケート ②訪問診療導入研修（府内で1回開催） ③訪問診療同行研修（受講者ごとに随時実施予定） ④同行研修後のカンファレンス（別日に開催） <p>○内容 〔対象と人数〕受講者5人</p> <p>○H26年度 846千円</p>	

	○執行方法 直執行						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		846(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	564(千円)
		基金	国	564(千円)		民	0(千円)
			都道府県	282(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3) 0(千円)
		その他		0(千円)			
備考(注4)	846 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	病院研修プログラム作成事業	【総事業費】 760 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府	
事業の目標	<p>・府内3～4病院をモデル病院に選定し、大阪府版在宅医療研修プログラムを作成、情報提供する。</p> <p>【事業効果】 在宅医療提供体制の強化・充実</p>	
事業の期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日	
事業の内容	<p>○事業目的 病院の医療従事者（特に医師や看護師）が在宅医療について理解を深めるための研修プログラムを作成する。</p> <p>○概要 都道府県リーダーや地域リーダーが中心となり、在宅医療の実態、望ましい在宅医療提供者との連携のあり方等を選定病院と協議する。研修結果をまとめ、大阪府版プログラムを作成し、府内の在宅医療連携拠点事業や関係機関に情報提供し「連携QA集」の普及を図る。</p> <p>〔対象〕府内3～4病院 (モデル病院の地域連携室・病棟医師や看護師やクラーク)</p> <p>〔人数〕160人</p> <p>H26年度 760千円</p> <p>執行方法 直執行</p>	

事業に要する費用の額	金額	総事業費		760(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	507(千円)
		基金	国	507(千円)		民	0(千円)
			都道府県	253(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3) 0(千円)
		その他		0(千円)			
備考(注4)	760 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	精神科病院における訪問看護ステーション整備事業	【総事業費】 168,800 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	精神科病院、医療法人等、大阪精神科病院協会	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科病院が設置する訪問看護ステーションを 34 カ所整備 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・精神科長期療養患者の地域移行を進め医療機関の病床削減に資する。 	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>精神科入院患者の早期退院を進める観点から地域生活において医療・看護をアウトリーチで提供する訪問看護ステーションの整備を行い、在宅医療の充実に資する。</p> <p>○概要</p> <p>精神障がい者等に対するアウトリーチ支援の拠点となる精神科病院併設の訪問看護 S T の設置・拡充等にかかる経費に対して支援を行う。</p> <p>○内容</p> <p>ステーション施設・設備整備【補助事業】</p> <p>訪問看護の中でも特殊性が求められる精神科訪問看護について、その強みを活かせる精神科病院併設の訪問看護ステーションの拡大を図り、精神障がい者の地域定着支援を医療・看護の面から支えることで、再入院を予防する。</p> <p>既に開設されている訪問看護 S T の中でも地域での拠点となるようなステーションについて、施設等の整備を図るとともに、新たに精神科に強みのある訪問看護ステーションの設置を促進する。</p>	

	<p>[対象等] ①精神科病院が設置する訪問看護ステーション (独立型) ②新たに精神科に強みのある訪問看護ステーションを 立ち上げる法人等 ③訪問看護S Tに必要な備品等整備費</p> <p>[箇所数] ①18カ所 ②16カ所 ③16カ所</p> <p>[補助単価] ①1カ所あたり 2,800千円を上限に、補助率は1/2 (1,400千円)とする ②1カ所あたり 7,000千円を上限に、補助率は1/2 (3,500千円)とする ③1カ所あたり 400千円を上限に、補助率は1/2 (200千円)とする</p> <p>○H26年度 84,400千円</p> <p>○執行方法 補助</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		168,800(千円)	基金充当額	公	0(千円)
		基金	国	56,267(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	民	56,267(千円)
			都道府県	28,133(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		84,400(千円)			0(千円)
備考(注4)	84,400千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	精神科救急医療における身体合併症対応力向上のための看護職員等研修事業	【総事業費】 2,040 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪精神科病院協会	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・府内各 5 病院で精神科病院の看護師・カウンセラー等向けに身体合併症患者に対応するための研修を実施（救命医等による研修） <p>【事業効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科救急医療における看護職員の身体合併症対応力の向上 ・在宅の精神障がい者が急性増悪時に適切かつスムーズに精神科医療に繋がる体制を整備することで予後の悪化を抑えて在宅生活の維持を図る。 	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>現在見直しを進めている精神科救急体制の中で、夜間休日における身体合併症患者への対応について、直接患者に対応する精神科の看護師等の資質の向上（特に双方への知識・技術面の向上）を目指す。</p> <p>○概要</p> <p>精神科の資質向上を図るための研修を実施する。</p> <p>大阪精神科病院協会</p> <p>⇒ 精神科病院の看護師向け「身体合併症患者について」の研修</p> <p>なお、研修は講義による研修と実際の病院における実地研修を中心とした内容とする。</p> <p>〔対象等〕精神科病院の看護師等のコメディカルスタッフ</p> <p>〔人数等〕府内 5 病院程度で実施</p>	

	<p>[補助単価] 一回当たり 388 千円 / 1 病院</p> <p>講師 : Dr. 9,000 円 * 4 時間 * 5 日 = 180 千円 2,000 円 * 5 日 = 10 千円</p> <p>Ns. 5,000 円 * 4 時間 * 5 日 = 100 千円 2,000 円 * 5 日 = 10 千円</p> <p>研修資料等 : 81 千円</p> <p>役務費等 : 7 千円</p> <p>※委託事務費 : 100 千円</p> <p>H26 年度 2,040 千円</p> <p>執行方法 大阪精神科病院協会に委託</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		2,040(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
		基金	国	1,360(千円)		民	1,360(千円)
			都道府県	680(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3)
		その他		0(千円)		1,360(千円)	
備考(注4)	2,040 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業名	精神科救急医療におけるトリアージ機能整備事業				【総事業費】 2,484千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	大阪府					
事業の目標	<p>・「救急情報センター(救急医療窓口)」と「緊急措置窓口」を統合</p> <p>【事業効果】</p> <p>在宅の精神障がい者が急性増悪時に適切かつスムーズに精神科医療に繋がる体制を整備することで予後の悪化を抑えて在宅生活の維持を図る。</p>					
事業の期間	平成27年1月1日～平成27年3月31日					
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>「救急情報センター(救急医療窓口)」と「緊急措置窓口」を統合することで、効率的・効果的な運用を図る。</p> <p>○概要</p> <p>これまで別々に設置していた緊急措置の受付窓口と精神科救急医療の窓口を統合することで、より効率的な精神科救急のトリアージ機能の整備を行うとともに、合併症支援についても一定の機能を担うことを想定した効果的な運用を図るため、「救急情報センター(救急医療窓口)」と「緊急措置窓口」を統合する。</p> <p>〔対象等〕 窓口設置場所</p> <p>H26年度 1,242千円</p> <p>執行方法 直執行</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	2,484(千円)	基金充当額	公	828(千円)
		基金 国	828(千円)	(国費)		

		都道府県	414(千円)	における 公民の別 (注2)	民	0(千円)
		その他	1,242(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3) 0(千円)
備考(注4)	1,242 千円					

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	精神科病院における入院者退院支援委員会推進事業	【総事業費】 24,308 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	精神科病床を有する医療機関	
事業の目標	<p>・平成 26 年度は実績や予定のある精神科病院 20 ヲ所に対する入院者退院支援委員会支援を実施</p> <p>【事業効果】 精神障がい者の早期退院・地域定着の推進</p>	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的 精神科医療機関が開催する退院支援委員会へ入院患者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供を行う相談支援事業者等を招聘した場合に一定の支援を行うことで、地域における医療と福祉の連携体制の整備を推進し、退院支援を進める。</p> <p>○概要 精神保健福祉法の改正で法的に位置付けられた「退院支援委員会」に、病院側が招聘した関係機関へ支払う旅費や報償費等を補助することで、地域事業者等の参画促進を図り、退院支援を推進する。 なお、平成 26 年度はモデル実施期間として位置付け、すでに委員会を開催の上、地域の援助事業者の招聘実績や予定のある病院で実施する。</p> <p>〔対 象 等〕 精神科病床を有する医療機関 ※平成 26 年度は実績や予定のある病院 20 ヲ所 平成 27 年度は実績を勘案しつつ箇所数を増やす。</p> <p>〔人 数 等〕 約 990 人 (H27 : 約 3,200 人)</p>	

	<p>※H23 年 630 調査における入院期間が 1 年未満の医療保護 入院者数約 3,200 人 コーディネーターの配置は事業実施全病院。 〔補助単価〕患者の支援委員会については一人当たり、24,000 円とする。 ○H26 年度 24,308 千円 ○執行方法 大阪精神科病院協会、大阪府立精神医療センターに委託</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		24,308(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
		基金	国	16,205(千円)		民	16,205(千円)
			都道府県	8,103(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		0(千円)			16,205 (千円)
備考(注4)	24,308 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	在宅歯科医療機器整備事業	【総事業費】 392,540 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府歯科医師会	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅訪問歯科診療用基本器材の整備として、在宅訪問歯科診療専用パッケージを 104 台、訪問歯科診療支援ポータブルシステムを 52 台整備 ・ポータブルレントゲン機器の整備として、ポータブルレントゲン機器を 32 台整備 ・訪問歯科（居宅用）水流式歯ブラシとして、水流式歯ブラシを 656 台整備 <p>【事業効果】 在宅歯科診療体制整備の推進</p>	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的 地域の実情に応じて、安心・安全な在宅歯科医療実施のために必要な機器を整備し、地域における在宅歯科医療の充実を図る。</p> <p>○概要 安心・安全な在宅歯科医療実施のために必要な機器（在宅歯科医療機器（在宅訪問歯科診療専用パッケージ、訪問歯科診療支援ポータブルシステム、ポータブルレントゲン機器、訪問歯科（居宅用）水流式歯ブラシ）を各地区の実情に応じて整備する。</p> <p>① 在宅訪問歯科診療用基本器材の整備 在宅訪問歯科診療専用パッケージ：104 台（うち H26 は 52 台） 訪問歯科診療支援ポータブルシステム：52 台（H27 に整備）</p> <p>②ポータブルレントゲン機器の整備</p>	

	<p>ポータブルレントゲン機器：32台（H27に整備）</p> <p>③訪問歯科（居宅用）水流式歯ブラシ 水流式歯ブラシ：656台（うちH26は328台）</p> <p>※地域の実情を踏まえ、地区歯科医師会をA、B、Cに分類し、在宅歯科口腔ケアステーションを整備した地区（A地区）から中心に平成26年度から平成27年度にかけて一体的に整備する。</p> <p>A地区：在宅歯科医療・他職種連携取組先進地区 他職種との連携もとりながら、在宅歯科医療にすでに取組実績がある地区</p> <p>B地区：在宅歯科医療・他職種連携取組推進地区 他職種連携の取組みに課題はあるが、在宅歯科医療への取組みは一定評価がある地区</p> <p>C地区：在宅歯科医療・他職種連携取組途上地区 他職種連携の取組み、また、在宅療養者に対する歯科専門的取組みに課題がある地区</p> <p>○H26年度 57,095千円 H27年度 139,175千円</p> <p>○執行方法 地区歯科医師会へ補助</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	392,540(千円)	基金充当額	公	0(千円)
		基金	国	130,847(千円)	民	130,847(千円)
			都道府県	65,423(千円)		
		その他		196,270(千円)		
				（国費） における 公民の別 （注2）		うち受託事業等 （再掲）（注3） 0(千円)
備考（注4）	<p>H26：57,095千円 H27：139,175千円</p>					

（注2）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注3）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注4）備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	在宅歯科医療連携体制推進事業	【総事業費】 15,209 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府歯科医師会	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅歯科医療連携室の設置 ・ 在宅歯科ケアステーションの設置 ・ 歯科との連携に向けた他職種向け研修の実施 【事業効果】 在宅歯科医療体制の充実	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>大阪府歯科医師会に在宅歯科医療連携室を設置するとともに、府内各郡市区歯科医師会に在宅歯科ケアステーションを設置できるよう、在宅歯科医療の推進及び他分野との連携体制の推進を図る。</p> <p>○概要</p> <p>在宅歯科ケアステーション（在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携を図るための窓口）の府内各地域への設置を推進する。</p> <p>なお、現在、在宅歯科ケアステーションの設置に至らない地区については、地域の実情に応じて歯科との連携に関する他職種向けの研修会や地区内での人材育成のための研修会等を実施し、地域における在宅歯科診療連携の底上げを図る。</p> <p>①在宅歯科医療連携室の設置 在宅医療に携わる歯科医師のための資質維持・向上の研修会、各地域からの情報管理</p> <p>②地域における在宅歯科医療の推進 地域の実情を踏まえ各地区歯科医師会を A, B, C に分類し、</p>	

	<p>A, B, C地区それぞれに応じて実施する事業に対し補助する。</p> <p>A地区：在宅歯科医療・他職種連携取組先進地区（16地区） 他職種との連携もとりながら、在宅歯科医療にすでに取組実績がある地区 実施事業【在宅歯科ケアステーション設置】：相談窓口の開設</p> <p>B地区：在宅歯科医療・他職種連携取組推進地区（13地区） 他職種連携の取組みに課題はあるが、在宅歯科医療への取組みは一定評価がある地区 実施事業【歯科との連携に向けた他職種向け研修（アドバンストコース）】</p> <p>C地区：在宅歯科医療・他職種連携取組途上地区（27地区） 他職種連携の取組み、また、在宅療養者に対する歯科専門的取組みに課題がある地区 実施事業【歯科との連携に向けた他職種向け研修（ベーシックコース）】</p> <p>H26年度 15,209千円</p> <p>執行方法 大阪府歯科医師会に委託</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		15,209(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
		基金	国	10,139(千円)		民	10,139(千円)
			都道府県	5,070(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		0(千円)			10,139(千円)
備考(注4)	15,209千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	CAD/CAMシステムを用いた歯科技工士の人材育成事業	【総事業費】 1,601千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府歯科技工士会	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度から実施予定の研修で使用する教材の作成 【事業効果】 CAD/CAMシステムを使用した歯科技工士の知識及び技術を取得した歯科技工士の人材育成・確保	
事業の期間	平成27年1月1日～平成27年3月31日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>CAD/CAMシステムなどの新たな歯科技工技術の発展に伴い、安全で質の高い歯科補てつ物等を安定して供給していくためには、それら技術に対応することが出来る歯科技工士の育成が求められている。</p> <p>そこで、CAD/CAMシステムなどの最新の歯科技工技術を用いた歯科補てつ物等の作成についての研修会を習得度合に分け実施し、歯科技工士の人材育成を支援する。</p> <p>○概要</p> <p>CAD/CAMを使用した歯科技工士の知識及び技術を習得させるとともに、最近の歯科技工士に対応できる歯科技工士の育成のための研修会を技工技術の習得具合に分け実施する。</p> <p>[習得レベル]</p> <ul style="list-style-type: none"> ベーシックコース：CAD/CAMシステムによる単冠の作成技術の習得 アドバンストコース：CAD/CAMシステムによる複数冠、ブリッジ等の作成技術の習得 	

	[研修実施場所] 大阪府歯科技工士会館 平成 26 年度 平成 27 年度から実施する研修の教材の作成等 H26 年度 1,601 千円 執行方法 大阪府歯科技工士会へ補助						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		1,601(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
		基金	国	1,067(千円)		民	1,067(千円)
			都道府県	534(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		0(千円)		1,067(千円)	
備考(注4)	1,601 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	無菌調剤対応薬剤師の育成事業	【総事業費】 3,250 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府薬剤師会	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> 無菌調剤に関する研修を実施 【事業効果】 在宅医療（薬剤）受入体制の整備を推進	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>薬局・薬剤師への無菌調剤に関する研修を実施することにより、無菌調剤薬局の共同利用や地域の基幹薬局での無菌調剤の実施を促し、在宅医療（薬剤）受入体制整備を推進する。</p> <p>○概要</p> <p>薬局薬剤師を対象に以下の研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 無菌調剤に関する導入研修 (輸液ポンプの使い方、調整の順番等留意点の研修) 薬科大学を利用した無菌調剤に関する実務研修 (無菌調剤に必要な基本的な流れを学習) 共同利用無菌調剤薬局での実務研修 (実務を想定した研修) <p>[対象人数] 平成 26 年度 50 名</p> <p>※無菌調剤薬局のある周辺地域で、在宅医療に積極的に取り組んでいる地域から実施する。</p>	

	H26年度 2,750千円						
	執行方法 大阪府薬剤師会へ補助						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		3,250(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
		基金	国	1,833(千円)		民	1,833(千円)
			都道府県	917(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		500(千円)		0(千円)	
備考(注4)	2,750千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	訪問看護推進協議会事業	【総事業費】 3,450 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府看護協会	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護推進協議会の設置 【事業効果】 訪問看護師の育成・確保	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>訪問看護師定着のための研修、医療機関看護師と訪問看護の相互研修などを実施し、訪問看護師の確保と質の向上を図り、在宅看護を充実する。</p> <p>○概要</p> <p>在宅医療の充実が求められる中、病院中心の医療から地域・在宅医療へと円滑な移行のためには、必要な訪問看護師の確保と定着が重要。</p> <p>また、さまざまな医療的ケアが必要な在宅患者が増加し、高度な訪問看護力が求められている。</p> <p>このため、訪問看護の実態調査や訪問看護師定着のための研修の実施とともに、訪問看護ステーションで提供できる看護ケアや利用方法などを紹介する相談を行う訪問看護推進協議会を設置する。</p> <p>H26 年度 3,450 千円</p> <p>執行方法 大阪府看護協会に委託</p>	

事業に要する費用の額	金額	総事業費		3,450(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
		基金	国	2,300(千円)		民	2,300(千円)
			都道府県	1,150(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3) 2,300(千円)
		その他		0(千円)			
備考(注4)	3,450 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	訪問看護ネットワーク事業	【総事業費】 62,916 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府訪問看護ステーション協会	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護支援センターの設置 ・訪問看護教育ステーションを3か所設置 ・訪問看護事業所における関係機関との連携強化について250か所を支援 【事業効果】 在宅医療に不可欠な訪問看護の供給体制の充実	
事業の期間	平成27年1月1日～平成27年3月31日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>高齢者の増大に伴い在宅医療の充実が求められる中、必要な訪問看護師の確保とともに、利用者のニーズに応えるための訪問看護ステーションの機能強化、体制整備を行うことにより、在宅医療に不可欠な訪問看護の供給体制の充実を図る。</p> <p>○概要</p> <p>1 訪問看護支援センター・教育ステーション事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護ステーション協会に訪問看護支援センター（本部）を設置 呼吸器・精神科・小児・終末期看護などの専門的な訪問看護の同行・指導研修の企画・調整や、運営基盤強化相談等のコーディネートを行う。 ・訪問看護教育ステーション（支部）を府内11支部に設置 身近な地域での体験研修や、知識・経験に応じた実践的な研修、 	

相談支援等を実施する地域の訪問看護師の育成・確保を図る。

・在宅医療の基盤整備

大阪府訪問看護S T協会ホームページを活用、強化し、訪問看護の広報、求人確保を推進、災害発生時にも対応できる訪問看護ステーション相互情報共有のためのシステムを構築する。

2 訪問看護相互連携支援事業

- ・複数の訪問看護事業所や訪問看護と介護、医療機関、郡市区医師会等と連携し、夜間や早朝を含めた定期や緊急時の訪問の安定的な実施、重症度の高い患者の受け入れ、居宅介護支援事業所の設置等を行うなど、相互連携する事業を支援する。

[内容]

1 訪問看護支援センター・教育ステーション事業

《訪問看護支援センター（本部）》

- ・運営基盤強化相談を行うことができる訪問看護S T管理者(10年以上)を配置
- ・専門的な訪問看護の同行訪問、相談支援を行うことのできる知識、技術を有している者が従事している訪問看護ステーションを選考、研修の企画・調整を行う。

(1) 専門的な訪問看護の同行訪問、相談支援

- ・呼吸器訪問看護、精神科、小児、終末期などの専門的訪問看護に同行
- ・開設間もない訪問看護S Tへの認定訪問看護師等による同行訪問、カンファレンス参加

(2) 運営基盤強化相談

ベテラン訪問看護ステーション管理者による新設訪問看護ステーション等の運営基盤強化にむけての相談助言

(3) 地域の在宅医療連携拠点との連絡・調整の統括

(4) 情報発信・共有、訪問看護相互連携事業の推進を図るための拠点整備

- ・府民及び府内訪問看護S Tに必要な情報を発信。
- ・訪問看護S T間のI Tによるネットワークを構築する。

《訪問看護教育ステーション（支部）》

- ・府内に11カ所程度設置（H26年度は、3か所を想定）

(1) 訪問看護ステーション体験・研修の実施

[対象] 訪問看護に関心のある看護職、訪問看護S Tに勤務する新任看護

[期間] 1日～5日

	<p>〔内容〕 同行訪問・手技演習</p> <p>(2) 地域の訪問看護ステーション等への相談・助言</p> <p>(3) カンファレンスや訪問看護師の質向上を目的とした勉強会の実施等</p> <p>(4) 地域の在宅医療連携拠点との連絡・調整</p> <p>2 訪問看護相互連携事業</p> <p>〔対象〕 関係機関と連携して機能強化を図る訪問看護事業所</p> <p>〔支援内容〕 連携に必要な費用を給付</p> <p>小規模連携 H26 250 か所、H27 250 か所</p> <p>大規模連携 H27 20 か所</p> <p><連携例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の事業所がユニットを組み、コールセンターを設置し、夜間における緊急時等の連絡を一か所で受ける体制を整備するなど、訪問看護の効率化を図る事業 ・一時的に訪問回数が増加した際に、別の事業所から看護師を派遣する。また、24 時間対応が困難な訪問看護事業所の患者に対して、夜間や緊急時のみ他の事業所の訪問看護師が訪問するなど、人的な相互支援を行う事業 ・訪問看護事業所と訪問介護事業所が連携して、患者に対して定期巡回訪問を行う仕組みをつくり、在宅サービスの充実を図る事業 ・市区医師会が、管内の複数の訪問看護事業所を拠点として、速やかな在宅医療への移行を行うコーディネート事業を行う など <p>H26 年度 62,916 千円</p> <p>執行方法 大阪府訪問看護ステーション協会へ委託</p>					
	事業に要する費用の額	金額	総事業費	62,916(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公
		基金	国	41,944(千円)	民	41,944(千円)
			都道府県	20,972(千円)		うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		0(千円)		
備考(注4)	62,916 千円					

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	訪問看護師確保定着支援事業	【総事業費】 41,445 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府看護協会、大阪府訪問看護ステーション協会	
事業の目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 看護学生インターンシップの実施（30名） 2 職場を体験する訪問看護実地研修を20か所で実施 3 訪問看護ステーション・医療機関勤務の看護師等の相互研修を実施 4 地域の実情に応じた訪問看護の実践研修を実施 5 勤務年数にあった訪問看護師階層別研修を実施 6 訪問看護師産休等代替職員の確保支援を実施 <p>【事業効果】 訪問看護師の質の向上と確保・定着による在宅看護体制の充実。</p>	
事業の期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>在宅医療の充実が求められる中、病院中心の医療から地域・在宅医療へと円滑に移行するためには、必要な訪問看護師の確保と定着が重要。</p> <p>また、さまざまな医療的ケアが必要な在宅患者が増加し、高度な訪問看護力が求められている。このため、訪問看護師の質の向上と確保・定着を図り在宅看護を充実する。</p> <p>○概要</p> <p>訪問看護師定着のための研修、医療機関看護師と訪問看護の相互研修などを実施するとともに、訪問看護ステーションに勤務する新人看護師を指導する看護師や産休等を取得する看護師の代替職員給与費を補助し、訪問看護師の質の向上と確保・定着を図り、在宅看護を充実する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 看護学生インターンシップ <ul style="list-style-type: none"> ・新人看護師（新卒または卒後2年未満の看護師）が訪問看護に興味 	

を持ち、訪問看護ステーションに就業するような取組を行う。

〔対象〕看護学生（1年次～）

※看護職員養成所のインターンシップに位置づけ 30名

〔期間〕1日間

〔内容〕訪問看護ステーションでの職場体験

- ・事前に訪問看護ステーション、看護学校、看護系大学、病院管理者への広報・説明会を開催

※アンケート調査を実施し効果を検証する

- ・執行方法 大阪府訪問看護ステーション協会へ補助

2 訪問看護実地研修事業

- ・高度な看護力を有する医療機関勤務看護師や在宅医療に意欲のある未就業の潜在看護師を対象に、訪問看護事業所において、職場を体験する実地研修を行う。

〔対象〕病院看護師・未就業潜在看護師

〔期間〕1か月

〔内容〕訪問看護事業所の職場を体験する実地研修

（訪問やカンファレンス、地域連携会議への参加など）

- ・執行方法 大阪府看護協会へ補助

3 訪問看護ステーション・医療機関勤務の看護師等の相互研修

- ・訪問看護ステーションと医療機関等の看護師の相互交流による研修を行い、相互の看護の現状・課題や専門性等を理解し、在宅患者に対する最新の医療技術・知識を習得、入院患者が適切に在宅に移行するための連携方法について合同研修を行う。

i. 訪問看護ステーション看護師研修

ii. 医療機関看護師研修

〔対象〕訪問看護師及び病院看護師（140名）

〔期間〕2日間～5日間

〔内容〕座学（講義・グループワーク）・見学

〔期待できる効果（資質向上）〕

- ・訪問看護師：最新の知識と技術の習得、病院の退院指導等を学ぶ
- ・病院看護師：在宅医療に関する知識の習得、入院患者の円滑な在宅医療移行に係る知識の習得

iii. 訪問看護ステーション管理者研修

- ・訪問看護ステーション管理者の管理能力を向上できるよう、事業所経営に関する経営管理、人的管理等の研修を実施する。

〔対象〕訪問看護ステーション管理者・実務者 300名

〔期間〕1～3日（年5回実施）

〔内容〕 経営戦略マネジメント ネットワークづくりためのグループワーク等

〔対象経費〕・研修施設使用料

・事務職員経費（人件費、交通費、印刷製本代等）

〔執行方法〕 大阪府看護協会へ補助

4 訪問看護実践研修

・身近な地域において、訪問看護ステーションでの職務体験や、新任の各訪問看護師の知識・経験等に応じた実践的な研修・指導を行い、訪問看護師の育成・定着を図る。

・地域の介護支援事業所、地域包括センターなどの介護分野をはじめ、病院、往診医、薬剤師等との情報共有や看護分野の研修等を実施、医療と介護の連携を進め、在宅医療の充実を図る。

〔対象〕 訪問看護ステーション

〔内容〕 地域において訪問看護の確保育成定着に関する実践研修を行う。

〔対象経費〕 事務消耗品費、研修費、事務職員経費（人件費）

〔執行方法〕 大阪府訪問看護ステーション協会へ補助（間接補助）

5 訪問看護師階層別研修

・小規模訪問看護S Tの新人等の看護師を対象に、勤務年数にあったテーマを設定し演習やグループワークを行う。不安や悩みを抱える看護師には同行訪問による研修を実施。

〔対象〕 小規模訪問看護S Tの新人・勤続3年目・5年目の看護師

〔内容〕 勤務年数別に、演習・グループワーク・同行訪問を実施

〔人数〕 演習、グループワーク 40人、同行訪問O J T 10人程度

※ 受講者の不安や悩みを抽出し、指導看護師が訪問看護S Tに同行訪問しO J Tを実施

・執行方法 大阪府看護協会へ補助

6 訪問看護師産休等代替職員確保支援事業

・訪問看護S Tで働く常勤の看護職員が、出産、育児又は介護のため長期間にわたって継続する休暇を必要とした場合、訪問看護S Tが代替非常勤職員を雇用した際、その雇用経費を負担する。

・ナースバンクを活用して短期間の非常勤職員の登録を行い、代替職員の雇用を円滑に行う。

〔対象経費〕

・事業費（代替職員人件費）、・事務費（事務職員経費、交通費、資料代等）

〔執行方法〕 大阪府訪問看護ステーション協会へ補助

	H26年度 41,445千円						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		41,445 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
		基金	国	20,062 (千円)		民	20,062(千円)
			都道府県	10,031 (千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3)
		その他		11,352(千円)		0(千円)	
備考(注4)	30,093千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	一般科・精神科等地域医療機関連携モデル事業	【総事業費】 1,444 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	地区医師会	
事業の目標	認知症医療における医療連携パス等の作成 (モデル想定：大阪狭山市・吹田市)	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>精神科領域に係る在宅医療の推進については、地域において精神科・一般科の医療機関等（病院・診療所）がネットワークを構築し、それぞれの強みに応じた医療を重層的に提供するため、各医療機関のネットワークの構築を推進することで地域医療サービス水準の底上げを図りつつ、医療における機能分化と連携を進める。</p> <p>○概要</p> <p>既に精神疾患（認知症等を含む）の医療について個々の医療機関（病院・診療所）での連携を進めている地域をモデル地域とし、それぞれの地域特性に応じた形で、個々の医療機関同士のつながりから、ネットワークへと広げ、地域での認知症医療連携体制の整備を進める。</p> <p>〔内容〕</p> <p>認知症の医療の基幹的役割を果たす認知症疾患医療センターや診療を行う地域の病院や診療所等における患者情報（認知症の病態や対応方法）に係る情報の受け渡しを行うツールの作成を目標に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通のツール作成を行うための連携会議・事例検討会の開催 	

	・パスを作成し普及を図るための取り組みを行う H26年度 1,444千円 執行方法 地区医師会に委託						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		1,444(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
		基金	国	963(千円)		民	963(千円)
			都道府県	481(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		0(千円)		963(千円)	
備考(注4)	1,444(千円)						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	認知症早期医療支援モデル事業	【総事業費】 983 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	泉州圏域	
事業の実施主体	泉大津市医師会	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・サポート医による訪問支援を3回実施 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症医療におけるネットワーク構築 ・在宅医療における認知症患者の支援体制構築 	
事業の期間	平成27年1月1日～平成27年3月31日	
事業の内容	<p>○事業目的 認知症患者の支援体制構築を促進し、地域包括支援センター及び認知症疾患医療センター事業等との連携を進める。</p> <p>○概要 泉大津市並びに忠岡町地域包括支援センターの保健師・社会福祉士等で構成された訪問支援チームの支援対象者のうち、特に医療的に手厚い支援が必要な対象者に対して、同医師会の認知症サポート医等が、チームのバックアップだけでなく、初期段階からチームに同行し、適切な支援を提供することで、より有効な初期集中支援を行う。</p> <p>手厚い支援が必要な事例を集約し、地域の関係機関でその対応方策等を検討し共有することで、地域の認知症患者の支援力向上につなげる。</p> <p>H26年度 983 千円</p> <p>執行方法 泉大津市医師会へ委託</p>	

事業に要する費用の額	金額	総事業費		983(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
		基金	国	655(千円)		民	655(千円)
			都道府県	328(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3) 655(千円)
		その他		0(千円)			
備考(注4)	983 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	小児のかかりつけ医育成事業	【総事業費】 2,800 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府医師会	
事業の目標	・26年度は物品購入（参考：27年度に研修会開催 4回） 【事業効果】 医療的ケアの必要な児への在宅医療提供体制の構築促進	
事業の期間	平成27年1月1日～平成27年3月31日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>医療的ケアの必要な児と保護者が安心して在宅医療を継続するため、地域の小児科医や小児科以外の医師及び医療スタッフが小児の特性を理解し、児の診療ができるよう必要な医療技術を身に付ける。また、関係機関によるネットワーク構築の必要性を理解したかかりつけ医を育成する。</p> <p>○概要</p> <p>かかりつけ医育成のために、地域の小児科医や内科医等訪問診療医及び医療スタッフを対象に、医療的ケアに必要な医療技術の習得、小児の特性理解、在宅療養支援のためのネットワークの必要性の理解を目的とした研修を医師会に委託して実施する。また、研修に必要な物品を購入する。</p> <p>〔対象〕 地域の小児科医、内科医等訪問診療医及び医療スタッフ 〔人数〕 参加者 20 人/回、スタッフ 2 人/回 〔補助単価〕 報償費：講義・実習指導医師@56,000、 研修助手（看護師）@7,480、人形操作技師@14,590 会場費：@50,000</p>	

	H26年度 2,800千円						
	執行方法 大阪府医師会に委託するための備品購入						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		2,800(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
		基金	国	1,867(千円)		民	1,867(千円)
			都道府県	933(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		0(千円)		0(千円)	
備考(注4)	2,800千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業在宅医療体制の強化	
事業名	糖尿病医療連携推進事業	【総事業費】 939 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府医師会	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病医療連携ガイドライン（仮称）の作成 ・糖尿病医療連携のに関する研修カリキュラム、リーフレットを策定し、研修会の開催、周知、広報等の実施 【事業効果】 在宅医療における糖尿病患者医療連携体制強化	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>糖尿病患者が継続的に適切な医療を受けられるよう、専門医とかかりつけ医の連携、さらには各関連科との連携体制を構築する。</p> <p>○概要</p> <p>糖尿病医療連携体制を構築するため、医療機関、患者等を対象とする調査を実施し、地域の医療体制の実情や課題を把握し、糖尿病医療連携ガイドライン（仮称）を作成する。</p> <p>また、糖尿病医療連携にかかわるスタッフ（医師、看護師、栄養士、糖尿病療養指導士など）の養成に資する研修カリキュラム、リーフレットを策定し、研修会の開催、周知、広報等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関、患者等を対象とする調査の実施 ・府内の地域医療体制の実情を踏まえた糖尿病医療連携ガイドラインの策定 ・糖尿病医療連携にかかわるスタッフの養成（研修会の開催等） <p>H26 年度 939 千円</p>	

	執行方法 大阪府医師会に委託						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		939(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
		基金	国	626(千円)		民	626(千円)
			都道府県	313(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3) 626(千円)
		その他		0(千円)			
備考(注4)	939 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	難病患者在宅医療支援事業	【総事業費】 3,370 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、 大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪大学医学部附属病院、大阪医科大学附属病院、大阪府立急性期・総合医療センター、近畿大学医学部附属病院、近畿大学医学部堺病院	
事業の目標	<p>・地域の難病専門病院が、地元医師会等と連携して医師・看護師・ヘルパー等を育成・指導する。</p> <p>・豊能圏域：研修会開催2地域 ・三島圏域：研修会開催2地域 ・大阪市南部・堺市圏域：研修会開催2地域 ・南河内圏域：研修会2地域 ・泉州圏域：研修会開催2地域</p> <p>【事業効果】 在宅医療の推進</p>	
事業の期間	平成27年1月1日～平成27年3月31日	
事業の内容	<p>○事業目的 地域の難病専門病院が、地元医師会等と連携して医師・看護師・ヘルパー等を育成・指導し、在宅医療の推進を図る。</p> <p>○概要 難病治療に実績のある大阪大学医学部附属病院、大阪医科大学附属病院、大阪府立急性期・総合医療センター、近畿大学医学部附属病院、近畿大学医学部堺病院が地元医師会等と連携して、下記の事業を実施する。</p> <p>①地元医師会、保健所等と協力して、医師、訪問看護師、ヘルパー等に難病患者の在宅医療に関する研修会を実施する。</p>	

	H26年度 3,370千円						
	執行方法 各専門病院に委託						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		3,370(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	450(千円)
		基金	国	2,247(千円)		民	1,797(千円)
			都道府県	1,123(千円)			うち受託事業等(再掲)(注3)
		その他		0(千円)			
備考(注4)	3,370千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	在宅療養における栄養ケア事業	【総事業費】 800 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府、大阪府栄養士会	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会議の開催 8 圏域×1 回 【事業効果】 在宅医療体制の充実	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>在宅療養者のニーズに応じた食支援を効率的かつ継続的に行えるよう、地域での在宅療養における栄養ケア体制を構築する。</p> <p>○概要</p> <p>在宅療養者の食生活改善等に資するため、市町村、地域の医療機関、訪問看護ステーション、地域の管理栄養士、市町村食生活改善推進協議会等による連絡会議を開催し、在宅療養者への栄養ケアの必要性及び栄養ケアを実施するにあたっての地域連携の必要性について理解を深め、栄養ケア体制の構築に向けて検討を行う。</p> <p>平成 27 年度以降は、在宅療養における栄養ケア体制の連携推進を図るために連絡会議を引き続き開催するとともに、保健所医師、保健師、栄養士など多職種によるワーキンググループを設置し、医療機関、訪問看護ステーション、市町村等と協議の上、栄養ケア体制の連携促進マニュアルを作成する。また、在宅栄養ケアスタッフ研修会の開催及び各地</p>	

	域での在宅療養者への栄養ケアサービスをモデル実施する。						
	H26 年度 800 千円						
	執行方法 直執行						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		800(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	534(千円)
		基金	国	534(千円)		民	0(千円)
			都道府県	266(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3)
		その他		0(千円)		0(千円)	
備考(注4)	800 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	緩和医療の普及促進等事業	【総事業費】 26,600 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	がん診療拠点病院、医療機関、医師会等	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・緩和医療の正しい知識の普及事業を平成 26 年度 16 カ所で支援 ・緩和医療人材養成等事業の内、初任者研修等を平成 26 年度 15 カ所で支援 【事業効果】 緩和医療提供体制の充実と入院や外来、在宅と切れ目のない緩和医療提供体制整備の実現	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	
事業の内容	○事業目的 がん患者・家族の苦痛の軽減と質の高い療養生活を送ることができるようにするためには、症状や環境にあわせて治療の初期段階から切れ目のない緩和医療提供体制を整備することが重要である。また、更なる高齢化の進展に伴ってがん患者数の増加が見込まれることや高齢者の思いや苦痛に寄り添う必要性があることから緩和医療の重要性はますます高まっていく。このようなことから、緩和医療へのアクセスを改善し患者や家族の苦痛の軽減につなげるとともに、入院や外来、在宅において最適な緩和医療が提供できるよう充実していくことが必要である。しかしながら、患者や家族に緩和医療に対する正しい理解や周知が進んでいないこと、がん医療に携わる医療従事者の緩和医療の重要性に対する認識も十分とは言い切れないこと、身体的苦痛のみならず精神心理的苦痛への対応も求められていること等様々な課題がある。このようなことから、府民への緩和医療の正しい理解促進の取組みを進めるとともに、在宅緩和ケアを担うかかりつけ医など緩和医療に携わる医療従事者に対する各地域での研修や緩和ケア認定看護師確保支援等を行うことで緩和医	

療提供体制の充実と切れ目のない提供体制整備をめざす。さらに、緩和ケア・PEACE 研修を受講した医師に対し実践的なステップアップ研修を実施することによりさらなる資質向上を図る。

○概要

①緩和医療についての正しい知識の普及事業

- ・大阪府が普及啓発資料をがん診療拠点病院を通じて患者等に配布するとともに、がん診療拠点病院（国・府指定）が行う啓発資料作成、シンポジウム等の開催経費を支援する。

②緩和医療に携わる人材養成等事業

- ・緩和医療人材養成事業（在宅医療含む）：地域のかかりつけ医等医療従事者を対象とした緩和医療研修会の開催等緩和医療人材の養成（初任者研修等）を行う地区医師会や医療機関に対し補助する。
- ・緩和医療人材ステップアップ事業（在宅医療含む）：PEACE 研修を受講した医師等に対し実践的なステップアップ研修を行うがん診療拠点病院（国・府指定）に対し補助する。
- ・緩和ケア認定看護師等確保支援事業：緩和ケア認定看護師等資格取得のためがん診療拠点病院が負担する日本看護協会養成研修受講経費に対し補助する。

○H26 年度 26,600 千円

○執行方法

①・大阪府の直接執行

- ・がん診療拠点病院へ補助

②がん診療拠点病院、医療機関、医師会等へ補助

事業に要する費用の額	金額	総事業費	26,600(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	6,048(千円)	
		基金	国		14,400(千円)	民	8,352(千円)
			都道府県		7,200(千円)		
		その他	5,000(千円)		うち受託事業等 (再掲)(注3)	0(千円)	
備考(注4)	21,600 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	在宅医療充実のための死因究明の技術向上事業	【総事業費】 170,000 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪大学医学系研究科	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・画像診断（A i）のためのCT車を整備 【事業効果】 在宅での看取り技術向上による在宅医の負担軽減	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>今後、在宅医療の推進に伴い自宅で亡くなる方が増加する一方で、現在、地域の在宅医の死亡診断能力の不足等により死因判定でトラブルになるケースも多々あり、警察での事情聴取に相当な時間がかかるなど、在宅医の負担が大きいことから、在宅医の負担を軽減するとともに、死因究明というアウトカムから見た適正な医療・介護サービスを評価する。</p> <p>○概要</p> <p>正確な死因究明により、データを集積・分析し、地域の在宅医へそれらの成果をフィードバックすることにより、在宅医の負担軽減を図るとともに、在宅死の際に予想される疾病等に合わせた適切な医療・介護サービス提供に資するため、画像診断（A i）のためのCT車を整備する</p>	

	<p>ことにより、検案等を確実・容易に行えるようにする。</p> <p>事業額 170,000 千円</p> <p>執行方法 大阪大学医学部医学系研究科に委託</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		170,000(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	113,333 (千円)
		基金	国	113,333(千円)		民	0(千円)
			都道府県	56,667(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3) 0(千円)
		その他		0(千円)			
備考(注4)	0 円※CT 車は特注のため、契約後納車まで長期間を要し、支払いは平成28年度にずれ込む。						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	医療勤務環境改善支援センター運営事業	【総事業費】 16,213 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府私立病院協会	
事業の目標	・医療勤務環境改善支援センターの設立・運営 【事業効果】 医療従事者の勤務環境改善	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>医療勤務環境改善支援センターを設立し、医師・看護職員をはじめとした医療従事者の勤務環境改善を「医療従事者の確保・定着」のための課題として位置づけ、医療機関の主体的な取組を通じて、労務管理面のみならず、ワークライフバランスなどの幅広い観点を視野に入れた取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進事例の情報収集 ・医療機関個別支援の実施 ・経営・勤務環境に関する調査の実施 ・勤務環境改善マネジメントシステム手引書の周知 <p>○概要</p> <p>医療機関の勤務環境改善を促進するため医療勤務環境改善支援センターを病院関係団体内に設置し、以下の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進事例の情報収集 ・経営・勤務環境に関する調査分析 ・個別支援・フォローアップ ・勤務環境改善マネジメントシステム手引書の周知 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・運営協議会の設置（平成 27 年度～） ・研修（ワークライフバランス研修など） <p>H26 年度 16,213 千円</p> <p>執行方法 大阪府私立病院協会に委託</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		16,213(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
		基金	国	10,806(千円)		民	10,806(千円)
			都道府県	5,407(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3) 10,806(千円)
		その他		0(千円)			
備考(注4)	16,213 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	医師等の勤務環境改善のための医師事務作業補助者（医療クラーク）の整備	【総事業費】 34,200 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	特定機能病院（但し、前年度の逆紹介率が 50%未満の病院を除く）	
事業の目標	医師事務作業補助者（医療クラーク）の配置を支援 【事業効果】 医療従事者の勤務環境向上	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>医師事務作業補助者（医療クラーク）の配置を支援し、医師及び医療関係職と事務職員等との間での役割分担を推進することで、医師をはじめとする医療関係職が専門性を発揮し本来の業務に専念できる環境を整え、病院の機能強化を推進する。</p> <p>○概要</p> <p>病院の機能強化を推進するためには、医師事務作業補助者を配置し、医師及び医療関係職と事務職員等との間での役割分担を推進することが非常に有効であることから、診療報酬の医師事務作業補助体制加算の対象外となっている特定機能病院における医師事務作業補助者の配置に対する補助を行う。</p> <p>〔対象〕特定機能病院において、医師事務作業補助者の配置に係る人件費補助 (条件)</p> <p>①地域医療の充実に寄与させる観点から、前年度の逆紹介率に応じて補助率の割落しを行うとともに、逆紹介率が 50%未満の特定機能病院は補助対象外とする。</p>	

	<p>②医師事務作業補助者に対する研修の実施（資質の確保）医師事務作業補助者導入による成果、働き方などを効果検証し、他の医療機関へ普及を図る。</p> <p>H26 年度 34,200 千円</p> <p>執行方法 特定機能病院へ補助 (ただし、前年度の逆紹介率が 50%未満の病院を除く)</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		34,200(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	12,600(千円)
		基金	国	22,800(千円)		民	10,200(千円)
			都道府県	11,400(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3) 0(千円)
		その他		0(千円)			
備考(注4)	34,200 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	病院内保育所施設整備費補助事業	【総事業費】 210,642 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・病院内保育所施設整備・看護師勤務環境改善施設整備を補助する。 【事業効果】 看護職員の定着	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的 看護職員をはじめとする医療従事者の働きやすい環境を整え、その定着に寄与する。</p> <p>○概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 病院内保育所施設整備費補助事業 <ul style="list-style-type: none"> ・看護職員をはじめとする医療従事者の定着を図るため、医療従事者の乳幼児を預かる府内病院内保育所の新築、増改築または改修に要する費用の一部を補助する。 2 看護師勤務環境改善施設整備費補助事業 <ul style="list-style-type: none"> ・看護職員が働きやすい勤務環境の改善整備を行い離職防止を図ることを目的に、ナースステーションの拡充、処置室及びカンファレンスルームの拡張や新設など、看護職員が働きやすい勤務環境の改善整備を行う事業者に対し、建築費の一部を補助している。 <p>H26 年度 210,642 千円 補助額 105,321 千円</p> <p>執行方法 医療機関へ補助</p>	

事業に要する費用の額	金額	総事業費		210,642(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	7,443(千円)
		基金	国	70,214(千円)		民	62,771(千円)
			都道府県	35,107(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3) 0(千円)
		その他		105,321(千円)			
備考(注4)	105,321 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	病院内保育所運営費補助事業				【総事業費】 522,099 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域						
事業の実施主体	医療機関						
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・病院内保育所設置者に対し、保育士等の人件費を補助 【事業効果】 看護職員や女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就職の推進						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 (公立病院は、平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)						
事業の内容	○事業目的 看護職員や女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就職を図る。 ○概要 看護職員をはじめとした医療従事者の定着を図るため、病院内保育所設置者に対し、保育士等の人件費を補助する。 (公立病院は、24 時間保育等の加算部分のみ交付) H26 年度総事業費 522,099 千円, 補助額 348,066 千円 執行方法 医療機関へ補助						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		522,099(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	20,445(千円)
		基金	国	232,044(千円)		民	211,599(千円)
			都道府県	116,022(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注 3)
		その他		174,033(千円)			

						0(千円)
備考(注4)	348,066 千円					

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	地域医療支援センター運営事業	【総事業費】 64,000 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府立病院機構	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療支援センターの運営 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・医師の診療科目・地域偏在を軽減 	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>地域医療に従事する医師のキャリア形成を支援しながらバランスのとれた医師配置を推進する。</p> <p>本事業の取り組みにより、救急医療・周産期医療をはじめとした各分野の医療提供体制の充実を図る。</p> <p>○概要</p> <p>府域全体で医療提供体制を支える医師を確保するため、地域医療支援センター運営事業を実施する。</p> <p>センターが個々の医師の意向も踏まえながら、適切な時期に適切な研修・指導を受け、効率的にキャリアアップが図れるように情報提供と調整を行う。</p> <p>こうした動きの中で地域におけるバランスのとれた医師配置を実現していく。</p> <p>〔対象〕 地域医療支援センター運営事業費</p> <p>〔人数〕 専任医師 2 人・専従職員 3 人</p> <p>H26 年度 64,000 千円</p>	

	執行方法 大阪府立病院機構に委託						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		64,000(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	42,667(千円)
		基金	国	42,667(千円)		民	0(千円)
			都道府県	21,333(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		0(千円)		0(千円)	
備考(注4)	64,000 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	新人看護職員等研修事業	【総事業費】 140,867 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府看護協会、医療機関	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・新人看護職員等研修事業（新人看護職員研修、医療機関受入研修、多施設合同研修） ・専任教員養成講習会 ・実習指導者講習会の実施 <p style="text-align: center;">【事業効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新人看護職員の看護の質の向上及び早期離職防止 ・看護職員の教育または実習施設での指導の任にあたるものに対して、必要な知識・技術を修得させ、看護教育の内容の充実等を図る。 	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>新人看護職員の看護の質の向上及び早期離職防止を図る。また、看護職員の養成に携わる者に対して必要な知識、技術を修得させ、看護教育の内容の充実、ならびに質の向上を図る。</p> <p>○概要</p> <p>1 新人看護職員研修、医療機関受入研修事業、多施設合同研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新人看護職員の資質の向上及び離職防止を図るため、ガイドラインに沿った研修を実施。（対象は、300 床未満の病院等） ・また、採用数が少ないなどの理由により、単独で研修を実施することができない病院等の新人看護職員を対象に、府内 8 か所で合同研修を実施。 <p style="text-align: center;">（大阪府看護協会に委託、同協会が各地域の中小規模病院の研修責任者と協働し企画・実施）</p>	

	<p>3 専任教員養成講習会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護職員の養成に携わるものに対して、必要な知識技術を習得させ、看護教育内容の充実、質の向上を図る。 ・執行方法 大阪府看護協会へ補助 <p>4 実習指導者講習会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護師等養成所の実習施設で指導者の任にある者に対し、実習の意義、指導者の役割を理解させ、効果的な指導ができるよう必要な知識、技術を習得させる。 ・病院以外の実習施設で次に掲げる分野について指導者の任にある者に、実習の意義、指導者の役割を理解させ、特定分野の実習における効果的な指導ができるよう必要な知識、技術を習得させる。 <p>H26 年度総事業費 140,867 千円, 補助額 66,133 千円</p>						
	事業に要する費用の額	金額	総事業費	140,867(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	4,804(千円)
		基金	国	44,089(千円)		民	39,285(千円)
			都道府県	22,044(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		74,734(千円)			
備考(注4)	66,133 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	看護師等養成所施設整備事業	【総事業費】 1,914,664 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	看護師等養成所	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護師等学校養成所における新築、増築、改築などの施設整備に係る経費の一部を補助 ・ 妊娠・出産・育児に関する多様な支援活動及び助産師養成のための研修を行う拠点となる施設の改修等施設整備に係る経費の一部を補助 ・ 高齢化社会に対応できる質の高い看護職員を養成するため、「在宅看護実習室」を整備する看護師等学校養成所に対して設備整備（備品）費の一部を補助 <p>【事業効果】 看護サービスの向上と看護職員の定着</p>	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的 看護師等学校養成所における教育内容の充実を図り、看護サービスの向上と看護職員の定着対策を推進する。</p> <p>○概要</p> <p>1 看護師等養成所施設整備費補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関等における看護職員の確保を図るため、保健師、助産師、看護師等養成所における新築、増築、改築などの施設整備に係る経費の一部を補助する。 ・ 妊娠・出産・育児に関する多様な支援活動及び助産師養成のための研修を行う拠点となる施設の改修等施設整備に係る経費の一部を補助する。 	

	<p>2 看護師等養成所教育環境改善設備整備費補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化社会に対応できる質の高い看護職員を養成するため、「在宅看護実習室」を整備する看護師等学校養成所に対して設備整備（備品）費の一部を補助する。 <p>総事業費 1,914,664 千円, 補助額 957,332 千円</p> <p>執行方法 看護師等養成所へ補助</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		1,914,664 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
		基金	国	638,221(千円)		民	638,221 (千円)
			都道府県	319,111(千円)			
		その他		957,332(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3) 0(千円)
備考(注4)	<p>H26 : 376,818 千円</p> <p>H27 : 347,234 千円</p> <p>H28 : 233,280 千円</p>						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	看護師等養成所運営費補助事業				【総事業費】 989,314 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域						
事業の実施主体	看護師等養成所						
事業の目標	・保健師、助産師、看護師養成所における養成諸運営費に係る経費の一部を補助 【事業効果】 看護サービスの向上と看護職員の定着						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	○事業目的 保健師、助産師、看護師養成所における養成諸運営費に係る経費の一部を補助することにより、看護師等養成所における教育内容の充実を図り、看護サービスの向上と看護職員の定着対策を推進する。 ○概要 医療機関等における看護職員の確保を図るため、保健師、助産師、看護師等養成所における運営費に係る経費の一部を補助する。 H26 年度総事業費 989,314 千円, 補助額 882,963 千円 執行方法 看護師等養成所へ補助						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		989,314(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	50,035(千円)
		基金	国	588,642(千円)		民	538,607(千円)
	都道府県		294,321(千円)				
							うち受託事業等

		その他	106,351(千円)			(再掲)(注3) 0(千円)
備考(注4)	882,963 千円					

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	産科小児科担当医等手当導入促進事業	【総事業費】 400,581 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・産科医・助産師に分娩手当を支給する医療機関に対して補助 ・産科専攻医に研修医手当を支給する医療機関に対して補助 ・NICU に入室する新生児を担当する医師に手当を支給する医療機関に対して補助 <p>【事業効果】 産科小児科担当医の確保</p>	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 産科医分娩手当導入促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・産科医・助産師に分娩手当を支給する医療機関に対して補助を行う。 2 産科研修医手当導入促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・産科専攻医に研修医手当を支給する医療機関に対して補助を行う。 3 新生児医療担当医手当導入促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・NICU に入室する新生児を担当する医師に手当を支給する医療機関に対して補助を行う。 <p>○概要</p> <p>地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給するとともに、NICU において新生児医療に従事する医師に対し新生児担当手当等を支給することなどにより、処遇改善を通じて周産期医療を実施する医療機関及び医師等の確保を図る。</p>	

	H26年度 133,527千円						
	執行方法 医療機関へ補助						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		400,581(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	25,460(千円)
		基金	国	89,018(千円)		民	63,558(千円)
			都道府県	44,509(千円)			
		その他		267,054(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3) 0(千円)
備考(注4)	133,527千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保と資質向上に関する事業						
事業名	精神科救急医育成事業				【総事業費】 2,700 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域						
事業の実施主体	大阪精神科病院協会						
事業の目標	精神科救急医の確保を図るため、精神科救急に携わる動機付けを高めることを目的に研修医等に対して実地研修も含む研修を実施し（平成 26 年度 1 クール）、精神科病院における精神科救急医の不足解消を図る。 【事業効果】 精神科救急医の確保						
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>○事業目的 精神科救急における若い医師向けの精神科救急についての研修を行うことで、精神科救急医の育成を行う。</p> <p>○概要 精神科救急における若い医師向けの精神科救急についての研修を行うことで、精神科救急医の育成を行う。</p> <p>H26 年度 2,700 千円</p> <p>執行方法 大阪精神科病院協会に委託</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		2,700(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別	公	0(千円)
		基金	国	1,800(千円)		民	1,800 (千円)
			都道府県	900(千円)			

				(注2)	
		その他	0(千円)		うち受託事業等 (再掲)(注3) 1,800 (千円)
備考(注4)	2,700千円				

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	小児救急電話相談事業	【総事業費】 43,435 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・小児科医の支援体制のもと、看護師が保護者等からの夜間における小児の急病等の電話相談に応じる。 <p>【事業効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の安心確保 ・適切な受診行動を促進 ・夜間における小児科医の負担軽減 	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者等の安心確保を図るとともに、適切な受診行動を促すことで夜間の二次救急病院等への患者集中を緩和し、救急病院に従事する医師の負担軽減を図る。 <p>○概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもをもつ保護者等への相談対応 ・相談員に対する研修 ・運営協議会の開催 ・相談実績の分析、分析結果を踏まえた情報発信 ・#8000 の PR、小児初期救急医療に関する啓発 等 <p>H26 年度 43,435 千円</p> <p>執行方法 株式会社エヌ・ティ・ティデータ関西に委託</p>	

事業に要する費用の額	金額	総事業費		43,435(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	28,957(千円)
		基金	国	28,957(千円)		民	0(千円)
			都道府県	14,478(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3) 0(千円)
		その他		0(千円)			
備考(注4)	43,435 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	小児救急医療支援事業				【総事業費】 252,015 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域					
事業の実施主体	府内市町村（二次医療圏単位の幹事市）					
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ブロック単位での輪番制等により休日・夜間に小児救急患者を受け入れる医療機関を支援 <p>【事業効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児救急患者を受け入れる医療機関を確保 ・小児救急医療機関を支援することによる小児救急従事者の確保 					
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日					
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>休日・夜間において入院治療が必要な小児救急患者の受入体制を確保することにより、子どもの病気、けが等の急変時に迅速かつ適切な医療を提供する。</p> <p>○概要</p> <p>市町村において、地域ブロック単位での輪番制等により休日・夜間に小児救急患者を受け入れる医療機関を確保する事業を実施し、府は事業実施にかかる費用を補助する。</p> <p>（市町村より小児救急医療を担う医療機関に対し体制確保にかかる費用を補助）</p> <p>H26 年度 168,010 千円</p> <p>執行方法 二次医療圏単位で幹事市へ補助</p>					
事業に要す	金額	総事業費	252,015(千円)	基金充当額	公	13,798(千円)

る費用の額		基金	国	112,007(千円)	(国費) における 公民の別 (注2)	民	
			都道府県	56,003(千円)			98,209(千円)
		その他		84,005(千円)			うち受託事業等(再掲)(注3) 0(千円)
備考(注4)	168,010千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	救急搬送患者受入促進事業	【総事業費】 315,000 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の目標	・二次救急医療機関の受入困難な事案の受入実績に応じた補助 【事業効果】 救急搬送体制強化による救急の医師の負担軽減	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>受入実績に応じた補助（人件費等）を行うことで、搬送先の選定に難渋する患者の二次告示医療機関での受入れをより促進し、救急搬送体制を強化する。</p> <p>○概要</p> <p>二次救急医療機関が傷病者を受入れるに当たり、特別な対応が必要な事案（下記のとおり）について、受入実績に応じて医師・看護師等に係る人件費の一部を補助する。</p> <p>〔受入困難事案〕</p> <p>①要介護状態の傷病者 ②精神科疾患・身体疾患合併症の傷病者（自損、薬物中毒含む） ③脳外科、整形外科など専門領域の必要な小児傷病者 等</p> <p>〔まもって NET 事案〕</p> <p>緊急度が高い傷病者について、5 件以上の搬送連絡を行う、或いは、30 分以上現場に滞在して搬送連絡を行っても、受入れ医療機関が確保できない事案</p>	

	H26年度 105,000千円						
	執行方法 医療機関へ補助						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		315,000(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	8,623(千円)
		基金	国	70,000(千円)		民	61,377(千円)
			都道府県	35,000(千円)			
		その他		210,000(千円)		うち受託事業等 (再掲)(注3) 0(千円)	
備考(注4)	105,000千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	女性医師等就労環境改善事業				【総事業費】 405,153千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域						
事業の実施主体	医療機関						
事業の目標	<p>・「就労環境改善」及び「復職支援研修」を実施する際に必要となる、代替医師の人件費や研修経費等の一部を補助。</p> <p>【事業効果】 女性医師の就労環境改善による人材確保・定着</p>						
事業の期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日						
事業の内容	<p>○事業目的 医療機関が実施する「医師の勤務環境の改善への取組」や「出産・育児・介護等により、休職・離職した女性医師等の復職支援への取組」を支援する。本事業の取り組みにより、医師の定着を図り、安定的な医師確保に資することを目的とする。</p> <p>○概要 「就労環境改善」及び「復職支援研修」を実施する際に必要となる、代替医師の人件費や研修経費等の一部を医療機関に対して補助。</p> <p>H26年度 168,091千円</p> <p>執行方法 医療機関へ補助</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		405,153(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別	公	17,930(千円)
		基金	国	112,061(千円)		民	94,131(千円)
			都道府県	56,030(千円)			

				(注2)		うち受託事業等(再掲)(注3) 0(千円)
		その他	237,062(千円)			
備考(注4)	168,091千円					

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	ナースセンター事業・総合ICT化事業	【総事業費】 67,146 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	ナースセンター事業・・・大阪府看護協会 総合ICT化事業・・・債権管理、回収、収納専門会社等	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ナースセンター事業の運営支援 ・看護師等修学資金貸付金の債権管理業務委託を開始 【事業効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・潜在看護職員の就業促進 ・看護師等修学資金貸付金のICT化推進による省力化・効率化による貸付金維持とこれによる看護職員の人材確保・定着 	
事業の期間	平成26年4月1日～平成30年3月31日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナースセンターにおいて、看護師確保対策に即効性のある潜在看護職員の就業を推進する。 ・再就業に不安を持つ看護職員を対象に再就業支援のための各種講習会を開催する。 ・看護職員の人材確保・定着に向け、省力化・効率化を図るための総合的なICT化を推進する。 <p>○概要</p> <p>1 ナースセンター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潜在看護職員復帰支援事業を円滑・効果的に実施するため、ナースセンターを運営。 <p>(1) ナースバンクの実施・・・資格を持ちながら家庭等に潜在している未就業の看護職員の再就業を促進するため、無料職業紹介（ナースバンク）を実施。</p> <p>(2) 就業協力員の配置・・・ナースセンター事業の効果的な運営を図るた</p>	

	<p>め、『就業協力員』を配置し、事業のPRを行うとともに、府内医療機関やハローワーク等関係機関との連絡調整等に努めており、その機能強化を図るため、就業協力員及び相談員の増員等を行う。</p> <p>(3) 再就業支援講習会の開催…退職後のブランクなどにより、再就業に不安を持つ看護職員の方を対象として、現場の実務に即した内容の講習会を開催し、現場復帰を支援。</p> <p>(4) リフレッシュ研修会の実施…新卒就業後3年程度の看護職員に対し、同年代の仲間との交流を通して心身をリフレッシュさせ、自己啓発の意欲をもたせることにより、離職防止を図る。</p> <p>2 総合ICT化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護師等修学資金貸付金債権管理委託業務 債権管理システムの構築・貸付金情報のデータ化及び債権管理経過の整理・債権管理（書類のチェック、データ入力等）業務の委託 ・債権回収（督促、交渉、収納、法的整理）業務の委託 <p>H26年度 33,407千円</p> <p>執行方法 ナースセンター事業…大阪府看護協会へ委託 総合ICT化事業…債権管理、回収、収納専門会社等へ委託</p>					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	67,146 (千円)	基金充当額	公	0(千円)
		基金	国	44,764 (千円)	における 公民の別 (注2)	民
			都道府県	22,382 (千円)		
		その他		0 (千円)		
備考 (注4)	<p>H26年度 33,407千円</p> <p>H27年度 12,053千円</p> <p>H28年度 10,843千円</p> <p>H29年度 10,843千円</p>					

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	在宅歯科診療のための歯科衛生士養成支援事業 (歯科衛生士養成所への施設・設備整備事業)	【総事業費】 18,234 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府内の歯科衛生士養成所学校	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科衛生士養成所 4 校への施設・設備整備 【事業効果】 歯科衛生士の人材育成・確保	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>歯科衛生士の教育内容の充実に必要な施設・設備の整備に係る経費の一部を補助することにより、質の高い在宅歯科医療を提供できる人材の育成を図る。</p> <p>○概要</p> <p>歯科衛生士の教育内容の充実、質の高い在宅歯科医療を提供できる人材を育成するために必要な施設・設備の整備を行う。主として、在宅歯科医療に特化した機器の購入を補助する。機器を整備することによって、より良い実習効果および現場へのスムーズな移行が期待出来、在宅歯科医療の現場で活躍できる歯科衛生士の就業の促進につなげる。</p> <p>H26 年度 2,442 千円 H27 年度 6,675 千円</p> <p>補助対象経費：在宅歯科医療に特化した最新機器の購入 (口腔ケアモデル、ポータブル吸引器、聴診器、パルスオキシメーター)</p> <p>補助率：1 / 2</p>	

	○執行方法 大阪府内の歯科衛生士養成所学校へ補助						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		18,234(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
		基金	国	6,078(千円)		民	6,078(千円)
			都道府県	3,039(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		9,117(千円)		0(千円)	
備考(注4)	H26 : 2,442 千円 H27 : 6,675 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	歯科衛生士養成所初度設備整備事業	【総事業費】 22,000 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、一般社団法人及び一般財団法人、医療法人（ただし、下線部については、学校教育法第 124 条に規定する専修学校または同法第 134 条に規定する各種学校の認可を受けることのできる歯科衛生士養成所に限る）	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科衛生士の学校・養成所の初度設備整備を 2 校で実施 【事業効果】 歯科衛生士の育成・確保	
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	
事業の内容	<p>○事業目的</p> <p>歯科衛生士の学校または養成所の教育環境の向上を図るため、新たに指定を受ける歯科衛生士の学校又は養成所の初度設備整備に係る経費の一部を補助することで良質な歯科衛生士を確保できる環境を構築する。</p> <p>○概要</p> <p>歯科衛生士法に基づき、新たに指定を受ける歯科衛生士の学校または養成所の教育環境の向上を図るための初度設備整備に係る経費の一部を補助する。</p> <p>H26 年度 11,000 千円</p> <p>執行方法 歯科衛生士の学校または養成所へ補助</p>	

事業に要する費用の額	金額	総事業費		22,000(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
		基金	国	7,333(千円)		民	7,333(千円)
			都道府県	3,667(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3) 0(千円)
		その他		11,000(千円)			
備考(注4)	11,000 千円						

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額(キャッシュベース)を記載すること。